

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年11月17日

支出負担行為担当官
中部地方整備局長 富田 英治

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 23

○第1号

1 工事概要

- (1) 品目分類番号 41
- (2) 工事名 平成22年度 23号豊橋B P豊川橋南 I C鋼上部工事（電子入札対象案件）
- (3) 工事場所 愛知県豊橋市神野新田町
- (4) 工事内容 工事延長 L=221.5m
3径間連続非合成箱桁橋 鋼重W=約960 t
橋長L=221.5m (75.0+83.5+63.0m)
- (5) 工期 契約締結日の翌日から平成24年8月30日まで
- (6) 使用する主要な資機材 鋼材 約1,000 t
- (7) 本工事は、「建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (8) 本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式（標準型 I 型）の試行工事である。
- (9) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後 V E 方式の対象工事である。
- (10) 本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。
- (11) 本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (12) 本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約後受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。
なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」（<http://www.cbr.mlit.go.jp/architecture/kensetsugijutsu/soukakeiyaku/index.htm>参照）に基づき行うものとする。
総価契約単価合意方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとする。なお、協議開始から14日以内に「単価個別合意方式」による単価合意が成立しなかった場合は、「単価包括合意方式」にて行うものとする。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における鋼橋上部工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成8年度以降に元請けとして、（ア）から（ウ）に掲げる基準をすべて満たす鋼橋を製作・架設した工事を施工した実績を有すること。なお、（ア）から（ウ）は同一工事であること（共同企業体の構

成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。(乙型にあつては分担工事の実績に限る。))。但し、同一橋梁で、製作と架設が別発注工事の場合は、同一橋梁の根拠を提出することで同一工事と認める。なお、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあつては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

経常建設共同企業体にあつては、すべての構成員が、平成8年度以降元請けとして下記に示す同種工事を施工した実績を有すること。

(ア) 道路橋 (TL-20以上のものとする。) 又は鉄道橋 (モノレール及び新交通システムに係るものを除く。) の工事。

(イ) 橋梁形式が鉸桁橋及び単純箱桁橋 (鋼床版橋を除く。) 以外の鋼橋の工事。

(ウ) 最大支間長が60m以上の工事。

- (5) 下記 3(2)①(イ) に示す評価項目に対し、技術提案により施工する場合に提出する各々の技術提案 (以下「技術提案書」という)、又は、標準案に基づいて施工する場合に提出する施工計画が、各々の評価項目に対する標準案 (入札説明書参照) (以下「標準案」という) と同等以上であること。
- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
- ① 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
なお、主任技術者の場合は、下記に示す資格を有する者でなければならない。
- ・ 「建設業法第7条2号イ、ロ又はハ」に示す資格を有する者。(建設業法施行規則第7条の三及び国交省告示1424号 (平成17年12月16日) 参照)
- ② 平成8年度以降に、上記(4)に掲げる工事を架設した経験を有する者であること。なお、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあつては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
- ③ 当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあつては、配置予定技術者が監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。
- (7) 競争参加資格確認申請書 (以下「申請書」という)、競争参加資格確認資料 (以下「資料」という) 及び技術提案書の提出期限の日から開札の時までの期間に、中部地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 (昭和59年3月29日付け建設省厚第91号) に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 上記 1(2) に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと (資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)(入札説明書参照)
- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は以下の方法により落札者を決定する方式とする。

- ① 当該工事について、入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点100点を付与する。
- ② 下記(2)①(イ)の技術提案により最大45点の加算点を与える。
- ③ 下記(2)の評価項目について、入札説明書で定めるところにより施工体制評価点を最大30点与える。
- ④ 得られた標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値 (以下「評価値」という) を用いて落札者を決定する。

その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等については、入札説明書において明記している。

(2) 施工体制評価点及び加算点評価項目

- ① 評価項目：以下に示す項目を評価項目とする。
- (ア) 施工体制 (品質確保の実効性・施工体制確保の確実性)
- (イ) 性能等の評価に関する事項
- (i) 工事目的物の性能・機能 (耐久性) の技術提案に関する事項
 - ・ 「塗装の品質向上対策」について
 - (ii) 社会的要請 (特別な安全対策) の技術提案に関する事項

・「桁架設時の安全対策」について

※ (ア) の項目で最大30点、(イ) (i) の項目で最大25点、(イ) (ii) の項目で最大20点の加算点とする。

(3) 落札者の決定

入札参加者は価格をもって入札する。標準点に施工体制評価点及び加算点を加えた点数をその入札価格で除して評価値 (評価値 = {(標準点 + 施工体制評価点 + 加算点) / (入札価格)}) を算出する。なお、次の条件を満たした者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予定価格の制限範囲内であること。
 - ② 提案が最低限の要求要件 (標準案) と同等以上であること。
 - ③ 評価値が標準点 (100点) を予定価格で除した数値 (基準評価値) に対して下回らないこと。
- なお、標準点、施工体制評価点及び加算点の詳細事項については、入札説明書に記載する。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒460-8514 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番1号 (名古屋合同庁舎第二号館)
中部地方整備局 総務部 契約課 契約第一係
電話 052-953-8138 (直通)

(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

入札参加希望者には、「電子入札システム」又は国土交通省中部地方整備局ホームページ (以下「HP」という。) に掲載した入札説明書をダウンロードすることにより入札説明書を交付する。

HPアドレス: <http://www.cbr.mlit.go.jp>

「企業と自治体」 - 「入札・契約情報」 - 「工事」 - 「入札公告、揭示文、入札説明書、技術資料作成要領」

入札説明書の交付期間: 別表1. ①のとおり

なお、技術提案書作成についての参考資料や入札の見積りに必要な別冊図面及び仕様書等は、「電子入札システム」により交付する。但し、やむを得ない事情で「電子入札システム」による交付を受けることができない場合は、4(1)の担当部局まで連絡し、指示に従うこと。

図面、仕様書等の交付期間: 別表1. ②のとおり

(3) 申請書、資料及び技術提案書 (以下「技術提案書等」という。) の提出期間、場所及び方法

入札説明書に示す様式及び留意事項に基づき作成し、電子入札システムを用いて提出すること。ただし、紙入札方式の場合は「持参」又は「郵送 (書留郵便に限る。) 若しくは託送 (書留郵便と同様のものとする。)(以下「郵送等」という。)」すること。

以下、「郵送等」については、期日までに送付 (必着) すること。

① 電子入札システムによる受付期間: 別表1. ③のとおり

技術提案書等のファイル容量が、3MBを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。

② 持参の場合の受付期間: 上記電子入札システムによる受付期間と同じ

受付場所: 〒460-8514 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番1号 名古屋合同庁舎第二号館
中部地方整備局 総務部 契約課 契約第一係
電話 052-953-8138 (直通)

(4) 入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法

① 受付期間: 別表1. ④のとおり

② 提出場所: 〒460-8514 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番1号 名古屋合同庁舎第二号館
中部地方整備局 総務部 契約課 契約第一係
電話 052-953-8138 (直通)

③ 提出方法: 持参又は郵送等により提出すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札の場合は封緘のうえ、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し持参又は郵送等すること。

① 電子入札システムによる入札の受付期間は、別表1. ⑤のとおり。

② 持参又は郵送等による入札の場合は、上記①の受付期間までに中部地方整備局総務部契約課へ持参又は送達すること。

- ③ 開札は、中部地方整備局総務部契約課にて別表 1. ⑥に示す期日において行う。
- (6) 資料の貸与
入札参加希望者は、技術提案書等の作成にあたって 1に示す工事に関する以下の資料の貸与を受けることが出来る。
- ・上記 1に示す工事に係る詳細設計業務における成果品 1式
 - ・その他関連資料 1式
- 資料の貸与に係る詳細は入札説明書による。

5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
- ① 入札保証金 納付(保管金の取扱店 日本銀行名古屋支店)。ただし、利付国債の提供(保管有価証券の取扱店 日本銀行名古屋支店)又は銀行等の保証(取扱官庁 中部地方整備局)をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。
- ② 契約保証金 納付(保管金の取扱店 日本銀行名古屋支店)。ただし、利付国債の提供(保管有価証券の取扱店 日本銀行名古屋支店)又は金融機関若しくは保証事業会社の保証(取扱官庁 中部地方整備局)をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、技術提案書等に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法
落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で上記 3(3)により決定するものとする。なお、具体的には入札説明書による。
ただし、落札者となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最も評価値が高い者を落札者とすることがある。
- (5) 契約後VEの提案
契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事事務物の機能、性能を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められた場合には請負代金額の変更を行うものとする。3(2)①(イ)の評価項目に関する内容は対象としない。
- (6) 配置予定技術者の確認
落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の他は、申請書の差し替えは認められない。
- (7) 調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、監理技術者とは別に監理技術者と同一の資格(工事経験を除く。)を満たす技術者の配置を求めることがある(入札説明書参照)。
- (8) 手続における交渉の有無 無。
- (9) 契約書作成の要否 要。
- (10) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。
- (11) 関連情報入手するための照会窓口 上記 4(1)に同じ。
- (12) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加
上記 2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記 4(3)により技術提案書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (13) 技術提案等の内容についてのヒアリングは原則として行わない。なお、ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。

- (14) 施工体制確認のヒアリング
入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）の内容に対し、原則として施工体制確認を行うためのヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある（入札説明書参照。）。
- (15) 競争参加資格の審査において、技術提案書等の提出がない場合又は他の入札参加者と本件工事について相談等を行い作成されたと認められる場合など技術提案書等の記載内容が適正でない場合は競争参加資格を認めない。
- (16) 技術提案に係る留意事項
① 技術提案により施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案書を提出すること。
② 技術提案を行わず標準案により施工しようとする場合は、標準案による施工計画を提出すること。
- (17) 技術提案に基づく技術提案書の採否
技術提案に基づく技術提案書の採否については、競争参加資格確認の通知に併せて通知する。
- (18) 本案件は、提出資料、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は、入札説明書による。
- (19) 詳細は、入札説明書による。

別表1 入札手続きに係る期日

| | | |
|---|---------------------|---|
| ① | 入札説明書の交付期間 | 平成22年11月17日から平成23年2月15日まで |
| ② | 函面、仕様書等の交付期間 | 平成22年11月17日から平成23年2月15日まで (土曜日、日曜日及び祝日並びに年末年始(平成22年12月29日から平成23年1月3日まで)を除く。) |
| ③ | 申請書、資料及び技術提案書等の受付期間 | 平成22年11月18日から平成22年12月17日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の10時から16時まで |
| ④ | 入札保証金の納付等の受付期間 | 平成23年1月14日から平成23年2月15日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の10時から16時まで |
| ⑤ | 入札の受付期間 | 平成23年2月14日10時00分から平成23年2月15日12時00分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。) |
| ⑥ | 開札の日 | 平成23年2月16日 10時00分 |

6 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity : Eiji Tomida Director General of Chubu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure and Transport
- (2) Classification of the services to be procured : 41
- (3) Subject matter of the contract : Construction work of the Toyokawabashiminami IC Bridge, Route 23 Highway
- (4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 4:00 P.M. 17 December 2010
- (5) The period of time for the submission of tenders by electronic bidding system : From 10:00 A.M. 14 February 2011 to 12:00 (noon) 15 February 2011 (tenders brought with From 10:00 A.M. 14 February 2011 to 12:00 (noon) 15 February 2011 or tenders submitted by mail From 10:00 A.M. 14 February 2011 to 12:00 (noon) 15 February 2011)
- (6) Contact point for tender documentation : Research Section Contract Division General Affairs Department, Chubu Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure and Transport, 2-5-1, Sannomaru, Naka-Ku, Nagoya-shi, Aichi-ken 460-8514, Tel 052-953-8138 ex.2526

入札説明書

【平成22年12月10日訂正版】【平成22年12月14日訂正版】

中部地方整備局の平成22年度 23号豊橋B P豊川橋南 I C鋼上部工事に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日 平成22年11月17日

2. 契約担当官等

支出負担行為担当官 中部地方整備局長 富田 英治
愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番1号 名古屋合同庁舎第二号館

3. 工事概要

- (1) 工事名 平成22年度 23号豊橋B P豊川橋南 I C鋼上部工事（電子入札対象案件）
- (2) 工事場所 愛知県豊橋市神野新田町
- (3) 工事内容 別冊図面及び別冊仕様書のとおり。
- (4) 工期 契約締結日の翌日から平成24年8月30日まで
- (5) 使用する主要な資機材 鋼材 約960 t
- (6) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (7) 本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式（標準型 I 型）の試行工事である。
- (8) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後 V E 方式の対象工事である。
- (9) 本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。
- (10) 本工事は、ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。ただし、監督業務を重点的に実施する工事の対象となった場合を除く。
- (11) 本工事は、中部地方整備局における公共工事の品質確保への取り組みを一層促進、並びに現下の諸課題等への対応方を検討するため、入札公告及び説明書に記載する一般競争の拡大、不良不適格業者の排除及びダンピング対策に係る各取り組み内容について試行する工事である。
なお、上記取り組み内容の詳細については、
国土交通省中部地方整備局 ホームページアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp/>
「企業と自治体」－「建設関係情報」－「公共工事の品質確保に関するページ」－「品質確保への取り組み」－「中部地整の新たな入札手続きの取り組み」に記載されているとおりである。
- (12) 本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約後受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。
なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」（<http://www.cbr.mlit.go.jp/architecture/kensetsugijutsu/soukakeiyaku/index.htm>参照）に基づき行うものとする。
総価契約単価合意方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとする。なお、協議開始から14日以内に「単価個別合意方式」による単価合意が成立しなかった場合は、「単価包括合意方式」にて行うものとする。
- (13) その他
 - ① 本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。「紙入札方式参加承諾願」については
国土交通省中部地方整備局 ホームページアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp/>

「企業と自治体」－「入札・契約情報」－「電子入札情報」－「電子入札中部地方整備局様式」よりダウンロードすること。

この申請の窓口及び受付時間は次のとおりである。

・受付窓口：中部地方整備局 総務部 契約課

〒460-8514 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番1号

名古屋合同庁舎第二号館

電話 052-953-8138（直通）

・受付時間：10時～16時までとする。ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）は除く。

② 電子入札システムで使用できるICカードは、代表者又は入札・見積権限及び契約締結権限について年間委任状により委任を受けた者のICカードのみである。

4. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における鋼橋上部工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成8年度以降に元請けとして、(ア) から (ウ) に掲げる基準をすべて満たす鋼橋を製作・架設した工事を施工した実績を有すること。なお、(ア) から (ウ) は同一工事であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。（乙型にあつては分担工事の実績に限る。）。）但し、同一橋梁で、製作と架設が別発注工事の場合は、同一橋梁の根拠を提出することで同一工事と認める。

経常建設共同企業体にあつては、すべての構成員が、平成8年度以降に元請けとして下記に示す同種工事を施工した実績を有すること。

ただし、発注者から企業に対して通知された評定点合計が65点以上の実績に限る。（工事評定が実施されていない実績や評定点合計が企業に通知されていない実績にあつては、検査に合格したことを証明する書類又は、引渡し完了したことを証明する書類をもって65点と見なす。）

(ア) 道路橋（TL-20以上のものとする。）又は鉄道橋（モノレール及び新交通システムに係るものを除く。）の工事。

(イ) 橋梁形式が鉸桁橋及び単純箱桁橋（鋼床版橋を除く。）以外の鋼橋の工事。

(ウ) 最大支間長が60m以上の工事。

- (5) 下記9.(2)(イ)に示す評価項目に対し、技術提案により施工する場合に提出する各々の技術提案（以下「技術提案書」という）、又は、標準案に基づいて施工する場合に提出する施工計画が、各々の評価項目に対する標準案（別添資料1-1-1及び別添資料1-2-1参照）（以下「標準案」という。）と同等以上であること。
- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
 - ① 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。
 - ・ 1級建築施工管理技士の資格を有する者。
 - ・ 技術士（建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）の資格を有する者。
 - ・ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者。なお、主任技術者の場合は、下記に示す資格を有する者でなければならない。
 - ・ 「建設業法第7条2号イ、ロ又はハ」に示す資格を有する者。（建設業法施行規則第7条の三及び国交省告示1424号（平成17年12月16日）参照）
 - ② 平成8年度以降に、1人の者が上記(4)に掲げる工事を架設した経験を有する者であること（品質証明員、土木工物品質確認技術者としての経験は除く。）。(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合に限る（乙型にあつては分担工事の実績に限る。）。)

ただし、発注者から企業に対して通知された評定点合計が65点以上の実績に限る。(工事評定が実施されていない実績や評定点合計が企業に通知されていない実績にあっては、検査に合格したことを証明する書類又は、引渡し完了したことを証明する書類をもって65点と見なす。)

經常建設共同企業体にあつては、一人で(6)①の基準を満たし、上記(4)に掲げる同種工事の実績を有した監理技術者又は主任技術者を構成員の何れかで1名、専任で配置できること。残りの構成員においては専任で上記の(6)①の基準を満たす監理技術者又は主任技術者を配置できること。

なお、入札後の措置として、建設業法施行令第27条第1項で定める金額の3倍未満で契約した企業においては、上記(6)①の基準を満たし、上記(4)の同種工事の実績を有した技術者を1名専任とすることで、残りの構成員が配置する技術者は専任を要しない。

③ 当該工事を受注した場合において、専任で配置する主任技術者又は監理技術者について、配置予定技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係が資料受付日以前に3ヶ月以上あること。

④ 当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあっては、配置予定技術者が監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。

- ・平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者。
- ・平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であつて、平成16年3月1日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者。

⑤ 配置予定技術者は、据付現場での監理(又は主任)技術者(經常建設共同企業体にあつては、据付現場での全ての構成員の配置予定技術者)とする。なお、現場据付時期は平成23年12月頃を予定しており、配置予定技術者は当該時期から専任できるものであること。

(7) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)、競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)及び技術提案書の提出期限の日から開札の時までの期間に、中部地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 3.(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。また、上記の「3.(1)に示した工事に係る設計業務等」以外の業務のうち以下に示す発注者を支援する業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

名四国道事務所に係る以下の業務

- ・平成22年度 単価契約名四国道積算技術業務
- ・平成22年度 名豊道路豊橋管内工事監督支援業務
- ・平成22年度 名豊道路蒲郡管内工事監督支援業務
- ・平成22年度 名豊道路西三河管内工事監督支援業務
- ・平成22年度 名四国道監督支援業務
- ・平成22年度 名四国道事業計画業務
- ・平成22年度 名四国道技術審査整理業務
- ・平成22年度 名四国道技術審査整理その2業務

(9) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと(基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(イ) 親会社と子会社の関係にある場合

(ロ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(ロ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通

省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5. 設計業務等の受託者等

- (1) 4.(8)の「3.(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。
- ・中日本建設コンサルタント(株)
- (2) 4.(8)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①又は②に該当する者である。
- ① 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
 - ② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

6. 担当部局

〒460-8514 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番1号 名古屋合同庁舎第二号館
中部地方整備局 総務部 契約課 契約第一係
電話 052-953-8138(直通)

7. 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、4.に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書、資料及び技術提案書(以下「技術提案書等」という。)を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

4.(2)の認定を受けていない者も次に従い技術提案書等を提出することができる。この場合において、4.(1)及び(3)から(10)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時に於いて4.(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時に於いて4.(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに技術提案書等を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

技術提案書等の提出は、以下により電子入札システムを用いて提出すること。

ただし、紙入札方式の場合は「持参」又は「郵送(書留郵便に限る。)」若しくは託送(書留郵便と同様のものとする。)(以下「郵送等」という。)」すること。

以下、「郵送等」については、期日までに送付(必着)すること。

●電子入札システムによる提出の場合：

- ① 提出期間：別表1.①のとおり
- ② 提出方法：

電子入札システム「技術資料」画面の添付資料フィールドに「申請書」(別記様式1)及び「資料」(表紙1及び別記様式2,3)、技術提案書フィールドに「技術提案書」(表紙2及び別記様式4,5,6,7)をそれぞれ添付し提出すること。ただし、技術提案書等の合計ファイル容量が3MBを超える場合には、郵送等すること。

郵送等で提出する場合には、必要書類の一式を送付するものとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、郵送等により提出する場合は、下記の内容を記載した書面(様式自由)を電子入札システムより、申請書、資料及び技術提案書として送信すること。

1. 郵送等する旨の表示
2. 郵送等する書類の目録
3. 郵送等する書類のページ数
4. 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号

郵送等の場合の送付先は6.に同じ。

- ③ ファイル形式：

電子入札システムによる提出資料のファイル形式については以下のいずれかの形式にて作成すること。

・一太郎

2007以下

- ・Microsoft Word 2002以下
- ・Microsoft Excel 2002以下
- ・その他のアプリケーション PDFファイル Acrobat6以下
画像ファイル JPEG形式又はGIF形式
圧縮ファイル LZH形式のみ

※ZIP等、他の圧縮形式は認めない。

●紙入札方式による提出の場合：

- ① 受付期間：上記電子入札システムによる受付期間と同じ
 - ② 受付場所：持参する場合の受付場所及び郵送等の送付先は、6. に同じ
- (2) 申請書は、別記様式1により作成すること。
- (3) 4.(4)の同種工事の施工実績及び4.(6)の配置予定技術者の同種工事の経験の確認を行うにあたっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国又は地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあつては、我が国における同種工事の施工実績及び経験をもって行う。
- (4) 資料は、次に従い作成すること。

ただし、①の同種工事の施工実績、②の配置予定の技術者の同種工事の経験については、工事が完成し、引渡しが進んでいるものに限り記載すること。

なお、「同種工事の施工実績」(別記様式2)に記載する工事及び「配置予定技術者の資格・工事経験」(別記様式3)に記載する工事は、評定点合計が65点以上であることとし、当該工事に係る工事成績評定通知書等の評定点合計を証明する書類の写しを添付することを必須とするが、工事評定が実施されていない実績や評定点合計が企業に通知されていない実績にあつては、検査に合格したことを証明する書類又は、引渡しが完了したことを証明する書類をもって65点と見なす。また、「配置予定技術者の資格・工事経験」に係る工事で、転職等により工事成績評定通知書等の評定点合計を証明する書類の写しを添付することが困難な実績にあつては、検査に合格したことを証明する書類、引渡しが完了したことを証明する書類又は「工事実績情報システム(CORINS)」の写しをもって65点と見なす。ただし、評定点合計が65点以上の実績の写しに限る。

評定点合計が65点未満のもの及び必要資料の添付がないものは、実績無しと見なし入札に参加出来ないで留意すること。

① 施工実績(別記様式2)

4.(4)に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を別記様式2に1件記載すること。また、継続的な工事契約をした工事については、その内容が解る資料を添付すること。

なお、経常建設共同企業体にあつては、すべての構成員の4.(4)に掲げる実績を記載すること。

② 配置予定の技術者(別記様式3)

(ア) 4.(6)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を別記様式3に1件記載することとし、他の工事の従事状況においては、国・県・市町村・民間等全てにおいて、専任、非専任の立場に関わらず記載し、本工事を受注した場合の対応措置においては、従事案件における発注者の意向を踏まえ、明確に記載すること。経常建設共同企業体にあつては、構成員の何れかから専任で配置する、4.(6)①の基準を満たし4.(4)に掲げる同種工事の実績を有した技術者と、その他の構成員から配置する4.(6)①の基準を満たした技術者を記載すること。

なお、配置予定技術者として複数人(最大3名を限度・経常建設共同企業体にあつては各構成員に対し最大3名を限度)の候補技術者を記載することができる。

(イ) 入札書投函後開札までの期間及び入札保留がなされている期間において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置する事ができなくなった場合は、直ちに書面によりその旨の申し出(理由：技術者の重複により)を行うこと。なお、その申し出に基づき投函された入札書は、無効とする。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。申請書を電子入札システムにより提出した場合であっても、取下げの申請は書面により行うこと。

他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

なお、実際の工事にあつて受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者及び監理技術者(以下「技術者」という。)

を変更（18. で後述）できるものとする。

③ 契約書の写し

①の同種工事、②の配置予定技術者の経験においては、施工実績として記載した工事に係る契約書の写しを提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS）」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。また、①の同種工事、②の配置予定技術者の経験においては、「工事实績情報システム（CORINS）」に登録無き工事及び「工事实績情報システム（CORINS）」にて工事内容が確認できない工事（簡易CORINSで登録した工事等）については、契約書の他に施工計画書等の当該工事の内容（同種工事等の工事実績及び技術者の従事実績）が証明できる書類を添付すること。必要書類の添付がないものについては、入札に参加できないので留意すること。

④ 技術提案書の提出（表紙2及び別記様式4, 5, 6, 7）

- ・下記9.（2）（イ）に示す評価項目に対し、標準案（別添資料1-1-1、別添資料1-2-1）と異なる提案内容により施工する場合は、その施工方法等（以下「技術提案」という）の技術的事項に関する提案及び実現性、有効性に関する技術的な裏付け等について技術提案書（1）及び（2）（別記様式4, 5）に記載し提出すること。
- ・技術提案による施工を行わず標準案により施工しようとする場合は、技術提案書（3）及び（4）（別記様式6, 7）を提出すること。なお、提出された技術提案書（3）及び（4）（別記様式6, 7）の内容については、標準案に対する妥当性を検証するものであり、不適正と判断する場合もある。

⑤ 技術提案書を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する建設業者の責任が軽減されるものではない。

⑥ 技術提案書に記載する内容については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合、発注者は無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有するものはこの限りではない。

（5）資料及び技術提案書作成説明会

資料及び技術提案書作成説明会については、原則として実施しない。

（6）施工体制確認のためのヒアリングの実施

施工体制をどのように構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをした入札参加者に対して、原則として開札後速やかにヒアリングを実施するが、その実施方法等については、別途連絡する。

なお、予定価格の範囲内の価格で申込みをした入札参加者の内、技術提案書、入札書、工事費内訳書の内容により、施工内容の実現確実性の向上に対し、十分に確認が出来ると認められる場合は、ヒアリングを実施しない場合がある。

① 日 時 : 別表1. ⑥のとおり

② 場 所 : 〒460-8514

愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番1号 名古屋合同庁舎第二号館
中部地方整備局 道路部 道路工事課
電話 052-953-8174（直通）

③ 資料の提出： 入札参加者のうち、その申込みに係る価格が予決令第85条に基づく調査基準価格（別紙を参照のこと。）に満たない者に対し、ヒアリングのための追加資料の提出を求める。また、調査基準価格を満たす者に対しても、必要に応じ追加資料の提出を求める場合がある。提出を求めることとなる追加資料及び審査方法の概要は、別紙のとおりとし、その提出は、別表1. ⑦に示す期日までに行うものとするが、別紙の追加資料については、提出後の修正及び再提出は認めない。

なお、予決令第85条に基づく調査基準価格（別紙を参照のこと）に満たない者に対しては、下記11.（4）の開札の後速やかに追加資料の提出に対する意向の確認を求める場合がある。この際に、追加資料の提出の意向のない者については、下記11.（4）の開札後、追加資料の提出を行わない旨を下記により書面（様式は自由）にて提出するものとする。

・提出期限： 別表1. ⑧のとおり

・提出場所： 6. に同じ

・提出方法： 原則として持参とする。（場合によっては、郵送又は電送による提出も可）

上記により、追加資料の提出を行わない旨の提出があった者については、入札を

無効として取り扱うものとする。

- ④ その他： 施工体制確認のためのヒアリングを行う対象者は配置予定技術者の内の1名とする。配置予定技術者を複数人の候補技術者とした場合は、別記様式3ヒアリング対象者区分欄へ対象者となる配置予定技術者（1名）を区分して明記すること。

なお、追加資料を求める場合においては、面談形式によるヒアリングを実施するものであるが、入札参加者別のヒアリング日時については、追って連絡する。ヒアリングへの出席者には、配置予定技術者を必ず含め、資料の説明が可能な者をあわせ、最大で3名以内とする。追加資料の提出がない場合、内容に不備がある場合及びヒアリングに応じない場合は、入札に関する条件に違反した入札として無効とすることがある。審査方法の概要は別紙のとおり。

(7) 技術提案書に対する審査等

技術提案書に対する審査及び評価は、中部地方整備局技術審査会において行うものとするが、VE評価は実施しない。また、評価の基準日は別表1. ⑨に示す基準日にて評価するものとする。

なお、審査（提案の適否）及び評価（総合評価加算点）の内容は下記のとおりとする。

下記9. (2)(イ)に示す評価項目において、実現性、有効性に関する技術的な裏付け等について審査及び評価する。

- (8) 競争参加資格の審査において、技術提案書等の提出がない場合（必要書類の提出不足等も含む）又は他の入札参加者と本件工事について相談等を行い作成されたと認められる場合など技術提案書等の記載内容が適正でない場合は競争参加資格を認めない。なお、技術提案書における提案内容は、具体的な根拠を伴うものとし、抽象的な内容（「丁寧に施工する」等）の提案は認めない。

- (9) 競争参加資格の確認は、技術提案書等の提出期限の日をもって行うものとし、参加資格の有無の結果については別表1. ⑨に示す基準日において審査し、審査の結果を別表1. ⑩に示す期日までに通知する。通知において、参加資格「有」とした者に対しては、技術提案に基づく入札の可否についても併せて通知し、参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。

(10) その他

- ① 入札参加希望者は、技術提案書作成にあたって下記に示す要領により資料の貸与を受けることが出来る。

・資料の内容

上記3. (1)に示す工事に係る詳細設計業務における成果品 1式

その他関連資料 1式

・期間：別表1. ⑬のとおり

・貸与申込方法：貸与を希望する者は、書面（書式自由）を申込先へ持参、郵送又は電送により送信することにより申し込むものとする。ただし、電送の場合は着信確認をすること。

・申込期間：別表1. ⑭のとおり

・申込先：国土交通省 中部地方整備局 名四国道事務所 工務課

電話 052-823-7915（直通） ファクシミリ 052-823-7901

メールアドレス m-koumu@cbr.mlit.go.jp

・その他：資料の貸与方法等については追って通知する。

- ② 技術提案書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

- ③ 支出負担行為担当官は、提出された技術提案書等を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

- ④ 提出された技術提案書等は、返却しない。

- ⑤ 提出期限以降における技術提案書等の差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りではない。

- ⑥ 技術提案書等に関する問い合わせ先

(1)、(2)及び(9)に関して・・・6. に同じ。

(3)から(8)、(10)に関しては次による。

〒460-8514 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番1号 名古屋合同庁舎第二号館

中部地方整備局 道路部 道路工事課

電話 052-953-8174（直通）

8. 競争参加資格がないと認められた者等に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者、又は技術提案を認められなかった者は、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認められた理由、又は技術提案を適正と認めなかった理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
 - ① 提出期限： 別表1. ⑪のとおり
 - ② 提出場所： 6. に同じ。
 - ③ 提出方法： 電子入札システムによる。提出後、6. に提出した旨を電話で通知すること。ただし、技術提案のみが認められなかった者については、電子入札システムによる提出ができないため、持参又は郵送等により提出すること。
紙入札方式の場合は、競争参加資格、技術提案のいずれにおいても持参又は郵送等とする。
- (2) 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、別表1. ⑫に示す期日までに説明を求めた者に対し、電子入札システムにより回答するので確認すること。なお、紙入札方式の場合は書面により回答する。

9. 総合評価落札方式に関する事項

- (1) 総合評価落札方式の仕組み
本工事の総合評価落札方式は以下の方法により落札者を決定する方式とする。
 - ① 当該工事について、入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点100点を付与する。
 - ② 4. (5)の技術提案により最大45点の加算点を与える。
 - ③ 9. (2)の評価項目について、9. (3)①の表で定めるところにより施工体制評価点を最大30点与える。
 - ④ 得られた標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した評価値を用いて落札者を決定する。
なお、入札価格（VE提案等の内容に基づく施工を行うことによりコスト縮減の達成が可能となること及びその縮減額が9. (3)①の資料において明らかにされたときは、コスト縮減金額として中部地方整備局長が認めた金額を当該入札価格に加えた価格）が特別重点調査基準価格（予定価格の算定の前提とした各費用項目毎の金額に、直接工事費については75%、共通仮設費については70%、現場管理費については70%、一般管理費については30%をそれぞれ乗じて得た価格を合計したものをいう。）に満たない場合は、審査を特に重点的に行う。また、施工体制評価点が低いものは、別紙（施工体制確認型総合評価落札方式について）3(4)に基づき、加算点の付与を行う。
 - ⑤ 総合評価落札方式に関する詳述は、(別添資料2)「総合評価落札方式の内容」によるものとし、その概要を(2)以下に示す。
- (2) 評価項目
各評価項目の評価指標の内容を以下に示す。
 - (ア) 施工体制（品質確保の実効性・施工体制確保の確実性）
 - (イ) 性能等の評価に関する事項
 - (i) 工事目的物の性能・機能（耐久性）の技術提案に関する事項
 - (ii) 社会的要請（特別な安全対策）の技術提案に関する事項
 標準案に基づく入札参加者に対しては、加算点は与えない。
- (3) 入札の評価に関する基準及び得点配分
 - ① 施工体制（施工体制評価点）

| 評価項目 | 評価基準 | 配点 | 得点 |
|----------|---|-----|------|
| 品質確保の実効性 | 工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合 | 15点 | ／15点 |
| | 工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合 | 5点 | |
| | その他 | 0点 | |
| 施工体制確保の | 工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材 | | |

| | | | |
|-----|--|-----|------|
| 確実性 | 料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分に確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合 | 15点 | ／15点 |
| | 工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合 | 5点 | |
| | その他 | 0点 | |

② 工事目的物の性能・機能（耐久性）「塗装の品質向上対策」の評価基準は以下のとおりとする。

| | | |
|-------------|---|--------------------|
| 評価の基本 | 「塗装の品質向上対策」の評価項目に対して、標準案より優れている技術提案を加算点の対象とする。 | |
| 評価項目 | 評価基準 | 加算点 (下記より点数を付与) |
| 「塗装の品質向上対策」 | 下記の評価項目設定理由を踏まえ、塗装の品質向上に繋がる工夫のポイントが記述され、かつ、その工夫・提案に関して、具体的手法の記述内容により、効果・効用等の優位性に対して評価する。 | 最高25点を限度とする |
| 評価項目設定理由 | <p>本橋梁は、橋梁形式が箱桁であるため、工場塗装の占める割合が多く、また施工箇所は、海岸線に近い地域であるため、箱桁外面は飛来塩分の影響を受けやすい環境にある。このため、工場塗装の防食機能の向上が橋梁本体の耐久性において重要な課題となる。</p> <p>このため、本技術提案では、この趣旨に着目した「塗装の品質向上対策」について提案を求めるものである。</p> | |

③ 社会的要請（特別な安全対策）「桁架設時の安全対策」の評価基準は以下のとおりとする。

| | | |
|-------------|---|--------------------|
| 評価の基本 | 「桁架設時の安全対策」の評価項目に対して、標準案より優れている技術提案を加算点の対象とする。 | |
| 評価項目 | 評価基準 | 加算点 (下記より点数を付与) |
| 「桁架設時の安全対策」 | 下記の評価項目設定理由を踏まえ、桁架設時の安全対策に繋がる工夫のポイントが記述され、かつ、その工夫・提案に関して、具体的手法の記述内容により、効果・効用等の優位性に対して評価する。 | 最高20点を限度とする |
| 評価項目設定理由 | <p>本工事は、Ⅱ期線の橋梁を施工するものであり、橋梁架設箇所は、交通量(約31,000台/日)の多いⅠ期線への近接施工となるため、桁架設時におけるⅠ期線の通行車両への安全対策が重要な課題となる。</p> <p>このため、本技術提案では、この趣旨に着目した「桁架設時の安全対策」について提案を求めるものである。</p> | |

※1：記載に関する事項

- (ア) 評価項目に対する提案数は②③各々5提案までとし、1つの提案項目に複数の提案があった場合でも1提案として扱う。
- (イ) 技術提案書(1)及び(2)(別記様式4, 5)②③各々A4サイズ片面3枚以内で簡潔かつ要領よく記述するものとし、文字サイズについては10.5ポイントとする。
- (ウ) 参考資料を添付する場合は、以下に示す項目に留意すること。なお、評価の対象は技術提案書(1)及び(2)に記載された内容で行う。
 - (i) 参考資料は、技術提案書を補完する図表、写真、文献の抜粋等に止め、A4サイズにて明確に判読できるものとし、技術提案書(1)及び(2)(別記様式4, 5)を含め②③各々片面10枚以内とすること。
 - (ii) 参考資料にNETISに登録された工法等を記載する場合は、登録番号のみを記載するものとし、その他、カタログ等を含め公表されている資料の写しの添付は行わないこと。

※2：技術提案内容の評価に関する事項

- (ア) 技術提案においては、別添資料 1-1-1 及び 1-2-1 に示す前提条件に基づき提案すること。
- (イ) 提案内容が、②③各々の評価項目に対し 5 提案を超過した場合については、記載順に 5 提案までの内容で評価するものとする。又、※1 (ウ) (i) に示す規定枚数を超過した場合については、②③各々の資料順に規定枚数までの内容で評価するものとする。なお、超過した以降の内容は認めない。
- (ウ) 提案内容が、上記の評価項目設定理由に対し、効果のポイントをとらえ優位性が高いと認められる場合は高く評価する。
- (エ) 提案内容が、上記の評価項目設定理由に示す課題を根本的に解決する内容である場合は、上記より更に高く評価する。
- (オ) 提案内容が、「推奨技術」等の有効な技術を使用し、優位性が認められる場合は高く評価する。
- (カ) 提案内容において、提案の効果が重複した 2 つ目以降の提案については、1 つ目の評価より低く評価する。
- (キ) 提案内容は、具体的な根拠を伴い担保・確認ができるものとし、抽象的な内容（「丁寧に施工する」等）の場合は評価しない。
- (ク) 単に「品質管理の頻度を増加させる」、「出来形の基準値を厳しくする」等の品質向上に繋がらない技術提案は評価しない。
- (ケ) 提案内容が以下に該当する内容である場合には、提案として認めないものとする。
 - (i) 提案内容が前提条件の変更となるもの。
 - (ii) 評価項目設定理由の趣旨や前提条件を満足しないもの。
 - (iii) 提案内容が、評価項目設定理由に対する効果の度合いに対し、過度のコスト負担を要すると認められるもの。
- (コ) 提案内容が以下に該当する内容である場合には、減点するものとする。
 - (i) 技術提案書における規定枚数を超えるものは、5 点を減点する。
 - (ii) 技術提案書及び参考資料の合計枚数が規定枚数を超えるものは、5 点を減点する。
 - (iii) 提案数が 5 提案を超える場合は、5 点を減点する。
 - (iv) 認められない提案のうち評価項目設定理由の趣旨や前提条件を大きく逸脱するものと判断される場合は、5 点を減点する。

(4) 落札者の決定

① 入札参加者は、価格をもって入札する。標準点に加算点を加えた点数をその入札価格で除して評価値（評価値 = { (標準点 + 施工体制評価点 + 加算点) / (入札価格) }）を算出する。次の条件を満たした者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。

- (ア) 入札価格が予定価格の制限範囲内であること。
- (イ) 提案が最低限の要求要件（標準案）を満たしていること。
- (ウ) 評価値が標準点（100点）を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

② ①において、評価値の最も高い者が 2 者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を定める。くじの実施方法等については、電子入札システムにて通知する。

(5) 評価内容の担保

技術提案書に記載された内容については、工事完成後において、履行状況について検査を行う。受注者の責により入札時に提示された技術提案の履行がなされなかった場合は、見直しの評価を行い、当初評価値との差により、違約金を徴収する。ただし、ペナルティー額は入札価格の 10% を上限とする。この取り扱い方法については、契約締結時に定め、契約書に明記するものとする。なお、工事成績評定についても、最大 10 点を限度に減ずるものとする。ただし、特に悪質と認められる場合は、最大 20 点まで減ずるものとする。

(6) 総合評価落札方式における技術提案の採否等の通知に関する問い合わせ

- ① 入札参加者は、7. (9) に掲げる競争参加資格の確認の通知時に合わせて通知される技術提案の採否等の通知について、中部地方整備局企画部技術開発調整官（以下「技術開発調整官」という。）に対し、競争参加資格の確認の通知日の翌日から起算して 3 日以内（休日を含まない。）に、様式（様式ア）に必要事項を記載の上、メール又は F A X により問い合わせをすることができる。なおその際の連絡先は、競争参加資格の確認の通知時に合わせて通知することとする。
- ② 技術開発調整官は、①の問い合わせがあった場合には、競争参加資格の確認の通知日の翌日から起算して 8 日以内（休日を含まない。）に当該問い合わせをした者に対し、メール又は F A X によ

り説明する。

- ③ 入札参加者は、①の問い合わせに加えて、落札者の決定の通知日の翌日から起算して3日以内（休日を含まない。）に、技術開発調整官に対し、様式（様式イ）に必要事項を記載の上、面談等による説明を求めることができる。その際の連絡先は、①の連絡先と同じとする。なお、①の問い合わせをしなかった入札参加者であっても、この期間に面談等による説明を求めることができる。

10. 入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。
- ① 受領期間： 別表1. ②のとおり
持参する場合は、別表1. ②に示す上記期間の休日を除く毎日、10時から16時まで。
- ② 提出場所： 6. に同じ。
- ③ 提出方法： 電子入札システムにより提出すること。提出後、6. に提出した旨を電話で通知すること。
紙入札方式の者は、書面を持参又は電子メール（メールアドレス keiyaku@cbr.mit.go.jp）で提出すること。電子メールの場合には提出後、6. に提出した旨を電話で通知すること。
- (2) (1)の質問に対する回答書は、電子入札システムにより回答するので確認すること。また、次のとおり閲覧にも供する。紙入札者に対しては電子メールで回答する。
- ① 期間： 別表1. ③のとおり
- ② 場所： 6. に同じ。

11. 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 電子入札システムによる入札の受付期間は、別表1. ④のとおり。
- (2) 持参による入札書の受付期間は、上記(1)に同じとし、中部地方整備局 総務部 契約課へ持参すること。
- (3) 郵送等による入札書の受付期間は、上記(1)に同じとし、中部地方整備局 総務部 契約課へ期間内に必着するよう送付すること。
- (4) 開札は、中部地方整備局 総務部 契約課にて別表1. ⑤に示す期日において行う。
- (5) 紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

12. 入札方法等

- (1) 入札書は電子入札システムを用いて提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙で提出する場合は、封緘のうえ、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し持参又は郵送等すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則2回を限度とするが、場合によっては3回目を執行することがある。なお、やむを得ない場合を除き、予決令第99条の2に基づく随意契約には移行しない。
- (4) 電子入札システムで落札者がいないときの随意契約（以下「不落随契」という。）に移行する場合の意向確認は以下による。
- ① 見積書提出意思のある者は見積書の提出を行うこと。
- ② 見積書提出意思のない者は辞退届を必ず送信すること。
- ③ 何ら意思表示のない者は見積書提出意思のない者と見なす。
- 不落随契に伴う見積依頼通知書は、原則として前回の入札に参加した全ての入札参加者に対して送信するものとする。

13. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行名古屋支店）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行名古屋支店）又は銀行等の保証（取扱官庁 中部地方整備局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。入札保証金の金額等（国債の総額、銀行等の保証に係る保証金額及び入札保証保険にかかる保険金額を含む。以下同じ。）は、見積金額の100分の5以上とする。なお、期限までに入札保証金の納付等（入札保証金の納付に代わる担保としての国債又は銀行等の保証の提供及び入札保証金の全部が免除される入札保証保険契約の締結又は銀行等若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）（以下「金融機関等」という。）の契約保証の予約を含む。以下同じ。）を行わない者及び入札保証金の納付等に係る書類（以下「書類」という。）を提出しない者並びに入札保証金の金額等が入札金額（税込み）（入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。以下同じ。）の100分の5に満たない者又は金融機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額が入札金額（税込み）に満たない者若しくは保証金額が入札金額（税込み）の100分の30に満たない者は、入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。
- イ) 提出期間：別表1. ⑮のとおり
- ロ) 提出場所：〒460-8514 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番1号 名古屋合同庁舎第二号館
中部地方整備局 総務部 契約課 契約第一係
電話 052-953-8138（直通） 内線2526
- ハ) 増額変更：認めない。
- ニ) 減額変更：認めない。
- ホ) 提出方法：書類の提出は、持参又は郵送等する。
- ヘ) 保証期間：別表1. ⑯に示す期間まで
- ト) 入札保証金の不備：入札保証金の納付等又はそれに係る書類が、別表各号に掲げる場合に該当するものについては、競争契約入札心得第6条第9号に該当する入札として、原則として当該入札保証金を納付した入札参加者の入札を無効とする。
- チ) その他：入札保証金の納付等及び書類の提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。

別表

| | |
|---|-----------------------------|
| 1. 未納付であると認められる場合 (未納付であると同視できる場合を含む。) | (1) 入札保証金の全部又は一部が納付されていない場合 |
| | (2) 他の工事の入札保証金である場合 |
| | (3) 入札保証金が特定できない場合 |
| 2. 書類に記載すべき事項が欠けている場合 | (1) 入札保証金の記載が全くない場合 |
| | (2) 押印が欠けている場合 |
| | (3) 様式が満たしていない場合 |
| | (4) 白紙である場合 |
| 3. 書類に記載すべき事項に誤りがある場合 | (1) 発注者名に誤りがある場合 |
| | (2) 入札案件名に誤りがある場合 |
| | (3) 納付業者名に誤りがある場合 |
| 4. その他未納付又は書類に不備がある場合 | |

- (2) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行名古屋支店）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行名古屋支店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 中部地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の3以上とする。

14. 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（別記様式8）を電子入札システムにより提出を求める。

① 電子入札方式の場合

- (ア) 提出方法：工事費内訳書を（ウ）に示すファイル形式にて作成し、工事費内訳書添付フィールドに工事費内訳書を添付し、入札書とともに送信すること。な

お、入札書画面の提出内容確認ボタンを押下後、内容確認画面が表示され「提案値が添付されていない」旨のメッセージが表示されるが、そのまま入札書提出ボタンの押下を行う。

(イ) 郵送等について： 工事費内訳書のファイル容量が1MBを超える場合には、工事費内訳書についてのみ郵送等（締切日時必着）で提出すること。郵送等で提出する場合には、工事費内訳書の一式を送付するものとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、郵送等にあたっては、二重封筒とし、表封筒に「工事費内訳書在中」と朱書きし、中封筒に工事費内訳書を入れ、その表に「入札件名」を表示すること。郵送等により提出する場合には、入札書の添付書類として、下記の内容を記載した書面（自由様式）を作成し、内訳書フィールドに添付し電子入札システムにより送信すること。

- 1) 郵送等する旨の表示
- 2) 郵送等する書類の目録
- 3) 郵送等する書類のページ数
- 4) 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号

郵送等の場合の提出先は 6. に同じ。

(ウ) ファイル形式： 電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合のファイル形式については、7. (1)③と同じ形式で作成し、入札書提出時の内訳書フィールドに添付するものとする。

② 紙入札方式での場合

入札書とともに工事費内訳書を提出すること。

工事費内訳書は、表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。

(2) 施工体制確認型総合評価落札方式を行う場合、工事費内訳書は、価格以外の要素として性能等が提示された入札書の参考図書として提出を求めるものであり、開札時までに入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書が提出されないときは、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出が(1)に違反して行われず、別冊中部地方整備局競争契約入札心得第6条第9号に該当するものとして入札を無効とする場合を除き、価格以外の要素として提示された性能等の審査を行うことなく施工体制評価点を零点とするとともに、加算点についても零点とする場合がある。

(3) 提出された工事費内訳書は返却しないものとする。

(4) 入札参加者は、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し、記名及び押印（電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合には押印は不要）を行った工事費内訳書を提出しなければならない。支出負担行為担当官等（これらの補助者を含む。）が提出された工事費内訳書について説明を求められることがある。また、工事費内訳書が別表各項に掲げる場合に該当するものについては、中部地方整備局競争契約入札心得第6条第9号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。

別表

| | |
|---|---|
| 1. 未提出であると認められる場合 (未提出であると同視できる場合を含む。) | (1) 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合 |
| | (2) 内訳書とは無関係な書類である場合 |
| | (3) 他の工事の内訳書である場合 |
| | (4) 白紙である場合 |
| | (5) 内訳書に押印が欠けている場合（電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。） |
| | (6) 内訳書が特定できない場合 |
| | (7) 他の入札参加者の様式を入手して使用している場合 |
| 2. 記載すべき事項が欠けている場合 | (1) 内訳の記載が全くない場合 |
| | (2) 入札説明書又は指名通知書に指示された項目を満たしていない場合 |
| 3. 添付すべきではない書類が添付されていた場合 | (1) 他の工事の内訳書が添付されていた場合 |
| 4. 記載すべき事項に誤りがある場合 | (1) 発注者名に誤りがある場合 |
| | (2) 発注案件名に誤りがある場合 |

| | |
|--------------------|----------------------------|
| | (3) 提出業者名に誤りがある場合 |
| | (4) 内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合 |
| 5. その他未提出又は不備がある場合 | |

15. 開札

- (1) 開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (2) 紙入札方式による場合は、入札者又はその代理人は開札に立ち会うこと。
入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う。
なお、紙入札方式参加者で第1回目の開札に立ち会わない場合でも、当該紙による入札参加者の入札は有効として取り扱うが、再度入札を行うこととなったときは、再度入札に辞退したものとして取り扱われること。
- (3) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時等については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子入札システムにより連絡する。

16. 入札の無効等

- (1) 図面、仕様書及び現場説明書、参考資料等（変更分を含む。）の交付を受けない者は、入札に参加することができない。
- (2) 入札公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、技術提案書等に虚偽の記載をした者が行った入札並びに別冊現場説明書及び別冊中部地方整備局特定調達契約（工事等）入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて4. に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

17. 落札者の決定方法

- (1) 落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で上記9. (4)により決定するものとする。
なお、具体的には「総合評価落札方式の内容」（別添資料2）による。
ただし、落札者となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とするところがある。
- (2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、19. (1)に示すとおり、予決令第86条の調査を行うものとする。
なお、調査基準価格とは、予定価格算出の基礎となった次(①～④)に掲げる額の合計額に、100分の105を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.0を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.0を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.0を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.0を乗じて得た額とする。
 - ① 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額
 - ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
 - ③ 現場管理費の額に10分の7を乗じて得た額
 - ④ 一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額
- (3) 非落札者のうち落札者の決定結果に対して不服があるものは、支出負担行為担当官に対して非落札者となった理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
 - ① 提出期限： 落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）
 - ② 提出場所： 6. に同じ。
 - ③ 提出方法： 電子入札システムによる。提出後、6. に提出した旨を電話で通知すること。紙入札方式の場合は持参又は郵送等すること。
 - ④ 回答方法： ①の提出期限の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、電子入札システム

により回答する。なお、紙入札方式の場合は書面により回答する。

18. 配置予定技術者の確認

落札者決定後、資格要件を満たしていない事が判明した場合や、CORINS等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお 実際の工事にあたって受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、技術者を変更できるものとする。

変更については、下記を満足することを条件とする。

- ① 病休、退職、死亡、その他の事由等の場合。
- ② 工場製作と現場施工を同一工事で行う場合で交代しても支障がないと認められる場合。
- ③ 工事の進捗状況等現場の施工実態、施工体制等を考慮して途中交代しても支障がないと認められる場合。
- ④ 上記③において途中交代を認める際の現場対応。
 - ・ 交代後の技術者に求める資格及び工事経験は、交代日以降の工事内容に相応した資格及び工事経験で、契約関係図書に示す事項を満たすものとする。
 - ・ 技術者の交代に際し、継続的な業務が遂行できるよう、新旧の技術者を7日以上の間重複配置することを求め、適切な引継を確保するものとする。
 - ・ 工事期間内においては、1年間に2回程度を超えない範囲で認めるものとする。

19. 調査基準価格を下回った場合の措置

- (1) 調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると、認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行わない。

なお、その者の入札価格が調査基準価格を下回り、かつ、入札価格の積算内訳である費目別金額を予定価格の積算の前提とした費目別金額で除して得た割合が一定割合（直接工事費については75%、共通仮設費については70%、現場管理費については70%、一般管理費については30%のいずれかに該当）を下回る入札をした者については、特別重点調査を実施する。

また、特別重点調査においては、調査基準価格を下回り、かつ上記に示す一定割合を下回る入札をした複数の者について並行して調査を行うことがある。

（特別重点調査の詳細については、中部地方整備局ホームページ：<http://www.cbr.mlit.go.jp/>「企業と自治体」－「入札・契約情報」－「低入札価格調査情報」を参照すること。）

また、施工体制確認型において、ヒアリングで求める追加資料に基づき提出した資料と異なる内容を記載しないこと。

- (2) 専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に、4. (6)に定める要件と同一の要件（4. (6)②に掲げる工事経験を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。

また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に支出負担行為担当官に通知することとする。

- (3) 鋼橋上部工事において、調査基準価格を下回って契約した企業については、工場製作及び現場製作の段階で溶接に係わる開先部分、溶け込み状況、ブローホール現象等についての詳細な項目を主体に中間技術検査を実施又は追加する事がある。検査においては、前日までに発注者から受注者へ連絡をしない方法により実施することもあり、当日に検査の通知がなされた場合においても、検査の対応が出来る様にする事。なお、検査実施においては、一般に公開して行うこともあるため、第三者の立会を認めることとし、中間技術検査の費用においては、通常の橋梁仮組検査で行われる事項に係るものは、受注者の負担とするが、破壊検査等の通常の検査以外に係る費用等においては、検査終了後、受注者・受注者間の協議において、これを定めるものとする。

- (4) 本工事は、調査基準価格を下回る価格で契約した場合に、工事の監督及び検査の実施において「施工プロセスを通じた検査実施要領（案）」に基づき、品質検査員が現場において日々確認を行う「施工プロセスを通じた検査」の対象とする試行工事である。

（施工プロセスを通じた検査の詳細については、中部地整ホームページ [<http://www.cbr.mlit.go.jp/>]「企業と自治体」－「建設関係情報」－「建設技術に関するページ」を参照。）

- (5) 本工事は、調査基準価格を下回る価格で契約した場合に、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用し、前払金を2割以下とし、中間前払いを行わないこととする、試行工事である。
- (6) 予算決算及び会計令第86条に規定する調査（低入札価格調査）を受けた者との契約については、その契約の保証について請負代金額の10分の3以上とする。また、別冊契約書案第34条第1項中「10分の4」を「10分の2」とし、第5項、第6項及び第7項もこれに準じて割合を変更する。

20. 契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

21. 支払条件

| | 選択区分 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |
|--------------------|--------------|--|--|--|
| 前金払 | 中間前金払を選択した場合 | 平成22・23年度出来高予定額の40%以内。ただし、平成22年度支払限度額の範囲内。 | 平成22・23年度出来高予定額の40%から、平成22年度支払済額を差し引いた額。 | 平成24年度出来高予定額の40%以内 |
| | 部分払を選択した場合 | 平成22・23年度出来高予定額の20%以内。ただし、平成22年度支払限度額の範囲内。 | 平成22・23年度出来高予定額の40%から、平成22年度支払済額を差し引いた額。 (当該年度の本工事の進捗率が20%以上、もしくは、工期61日以上経過していること。) | 平成24年度出来高予定額の40%以内を分割 (当初に当該年度の出来高予定額の20%以内。当該年度の本工事の進捗率が20%以上、もしくは、工期61日以上経過で残りの20%以内) |
| 中間前金払 及び 部分払 | 選択区分 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |
| | 中間前金払を選択した場合 | なし | 中間前金払部分払1回 | 中間前金払 |
| | 部分払を選択した場合 | なし | 部分払4回 | 部分払1回 |

22. 火災保険付保の要否 : 否

23. 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 : 無

24. 苦情申立て

本手続における競争参加資格の確認その他の手続きに関し、「政府調達に関する苦情の処理手続（平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定）により、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府政府調達苦情処理対策室（政府調達苦情検討委員会事務局）、電話03-3581-0262（直通））に対して苦情を申立てることができる。

25. 関連情報を入手するための照会窓口

6. に同じ。

26. その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、中部地方整備局特定調達契約（工事等）入札心得及び契約書案を熟読し、中部地方整備局特定調達契約（工事等）競争契約入札心得を遵守すること。
- (3) 技術提案書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 落札者は、7. (1)の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (5) 受注者の責により提案内容の不履行等が認められた場合は、別添資料2「総合評価落札方式の内容5. 実施上の留意事項」による。

(6) 契約後VEの提案

契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められた場合には請負代金額の変更を行うものとする。なお、7. (7)に記載する評価項目に関する内容は対象としない。

(7) ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いについて

本工事は、ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。ただし、監督業務を重点的に実施する工事の対象となった場合を除く。

落札者は、ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの適用を希望（受注者が共同企業体である場合は、すべての構成員が認証取得者であること。）するときは総括監督員に対し、工事請負契約締結日から14日以内にISO9001認証取得活用監督業務等申請書に次の①から⑥までに掲げる書類を添えてその承認の申請をすることができる。ただし、③及び④に掲げる書類については、①に掲げる書類によってその内容を確認することができる場合は、提出を要しない。

- ① ISO9001認証の取得に係る登録証の写し
- ② ISO9001の審査に係る次の書類
 - (イ) 直近の審査報告書（初回審査、定期審査又は更新審査のいずれかを対象として審査登録機関が発行したものに限る。）の写し。
 - (ロ) (イ)の審査に係る合否判定結果の写し
- ③ 本工事を担当する内部組織がISO9001認証を取得している場合にあっては、その旨を示す書類
- ④ ISO9001認証の範囲が、本工事の内容に一致していることを示す書類
- ⑤ 申請日の前々年度及びその前年度に官庁営繕部又は地方整備局の所掌する工事（土木工事（港湾空港関係を除く。）に限る。）を完成し、その成績評定を受けている場合においては、すべての工事成績評定通知書の写し
- ⑥ ⑤の成績評定を受けていない場合において、ISO9001認証の取得以降に官庁営繕部又は地方整備局の所掌する工事（土木工事（港湾空港関係を除く。）に限る。）の成績評定を受けているときは、当該成績評定に係る直近の工事成績評定通知書の写し

総括監督員は、この取扱いの適用が適当と認めたときは、申請日から14日以内に承認し、その旨を申請者に通知する。

総括監督員は、この取扱いの適用が適当でないとき、申請日から14日以内に、理由を付して、その旨を申請者に通知する。

- (8) 電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日除く、9時から18時まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼働時間を延長する場合は、電子入札施設管理センターホームページ「ヘルプデスク」コーナーの「緊急連絡情報」で公開する。

電子入札施設管理センターホームページアドレス <http://www.e-bisc.go.jp>

- (9) システム操作上の手引き書としては、国土交通省発行の「電子入札準備手順書」を参考とすること。「電子入札準備手順書」は、電子入札施設管理センターホームページでも公開している。
- (10) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

・システム操作・接続確認等の問い合わせ先

電子入札施設管理センター Tel 03-3505-0514

電子入札施設管理ホームページ <http://www.e-bisc.go.jp>

ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、上記 6. 及び上記 7. (10)⑥へ連絡すること。

- (11) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。

別表1 入札手続きに係る期日

| | | |
|---|----------------------------------|--|
| ① | 技術提案書等の提出期間 | 平成22年11月18日から平成22年12月17日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の10時から16時まで |
| ② | 入札説明書に対する質問の受領期間 | 平成22年11月18日から平成23年2月8日まで |
| ③ | 入札説明書の質問に対する回答の閲覧期間 | 平成23年2月10日から平成23年2月15日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の10時から16時まで。 |
| ④ | 入札の受付期間 | 平成23年2月14日10時00分から平成23年2月15日12時00分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。) |
| ⑤ | 開札の日 | 平成23年2月16日 10時00分 |
| ⑥ | 施工体制確認のためのヒアリング | 平成23年2月24日から平成23年3月2日まで |
| | | 【追加資料の提出を求める場合】 平成23年2月28日から平成23年3月2日まで |
| ⑦ | 施工体制確認のための追加資料提出の期限日 | 平成23年2月23日 16時まで |
| ⑧ | 施工体制確認のための追加資料の提出を行わない旨の書面の提出期限日 | 平成23年2月18日 16時まで |
| ⑨ | 競争参加資格の審査及び評価の基準日 | 平成22年12月17日時点 |
| ⑩ | 競争参加資格の有無の結果の通知日 | 平成23年1月13日まで |
| ⑪ | 競争参加資格が無いと認めた者等に対する理由の説明要求期限日 | 平成23年1月24日 16時まで |
| ⑫ | 競争参加資格が無いと認めた者等からの説明要求に対する回答期限日 | 平成23年2月7日まで |
| ⑬ | 本工事に係る資料の貸与可能期間 | 平成22年11月18日から平成22年12月17日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く)の10時から16時まで。 |
| ⑭ | 上記⑬の貸与を希望する場合の申込期間 | 平成22年11月18日から平成22年12月16日まで 持参の場合： 上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時から16時まで |
| ⑮ | 入札保証金の納付等に係る書類提出期間 | 平成23年1月14日から平成23年2月15日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く)の10時から16時まで。 |
| ⑯ | 入札保証金にかかる保証期間 | 平成23年3月18日まで |

【訂正箇所① 平成22年12月10日訂正】

P.14 9 (3) ③ 評価項目設定理由

③ 社会的要請（特別な安全対策）「桁架設時の安全対策」の評価基準は以下のとおりとする。

| | | |
|-------------|---|---------------------|
| 評価の基本 | 「桁架設時の安全対策」の評価項目に対して、標準案より優れている技術提案を加算点の対象とする。 | |
| 評価項目 | 評価基準 | 加算点 (下記により点数を付与) |
| 「桁架設時の安全対策」 | 下記の評価項目設定理由を踏まえ、桁架設時の安全対策に繋がる工夫のポイントが記述され、かつ、その工夫・提案に関して、具体的手法の記述内容により、効果・効用等の優位性に対して評価する。 | 最高20点を限度とする |
| 評価項目設定理由 | 本工事は、Ⅱ期線の橋梁を施工するものであり、橋梁架設箇所は、交通量(約 46,000 31,000台/日)の多いⅠ期線への近接施工となるため、桁架設時におけるⅠ期線の通行車両への安全対策が重要な課題となる。 このため、本技術提案では、この趣旨に着目した「桁架設時の安全対策」について提案を求めるものである。 | |

【訂正箇所②】 P.32 (別添資料1-2-1) 1.前提条件 4)

【平成22年12月10日訂正】

- ・「架設-2-2」を「架設-2-1」に訂正
- ・架設-7

「(23号下線OFFランプ右折・23号上線OFFランプ左折・東向き・西向き小向町・神野新田町19号線直進)」を削除

【平成22年12月14日訂正】

- ・架設-7
- 「(歩道含む)」を追加
- ・架設7-1
- 「夜間通行止め」を「昼間通行止め」に訂正
- 「※ 北向き側道は、上記によらない。」を追加

(別添資料1-2-1)

平成22年度 23号豊橋BP豊川橋南IC鋼上部工事

技術提案書作成にあたっての条件等 (発注者が設定している標準案等)

標準案

<発注者が設定している「桁架設時の安全対策」の内容>

(技術提案に関する留意事項)

1. 前提条件

- 1) 技術提案における安全対策の対象は、国道23号本線（Ⅰ期線）とする。
- 2) 技術提案の範囲は、桁搬入から架設完了までとする。
- 3) 架設条件は、以下のとおりとする。

① 施工時間（架設）

8:00～17:00 架設6-1 (BLOCK14-15)、架設7-1 (BLOCK19-20)

22:00～ 5:00 架設1～7 (上区間除く)

4) 架設に伴う交通規制は、以下のとおりとする。

架設-1,3 上り線OFFランプ及び豊川橋南IC交差点北側側道の夜間通行止め

架設-2 豊川橋南IC交差点北側側道の夜間通行止め

架設-2-2~~1~~ 上り線OFFランプ及び豊川橋南IC交差点北側側道の夜間通行止め (G1BLOCK9・G2BLOCK8)

架設-4 豊川橋南IC交差点南側側道の夜間通行止め

架設-5 上り線ONランプ及び豊川橋南IC交差点南側側道の夜間通行止め

架設-6 豊川橋南IC交差点北側側道の夜間通行止め

架設-7 豊川橋南IC交差点東側、市道「小向町・神野新田町19号線」(歩道含む)

の夜間全面通行止め

~~(23号下線OFFランプ右折・23号上線OFFランプ左折・東向き・西向き小向町・神野新田町1~~

~~9号線直進)~~

架設6-1 東向き市道「小向町・神野新田町19号線」歩道の昼間通行止め

架設7-1 西向き市道「小向町・神野新田町19号線」歩道の~~夜~~昼間通行止め

※ 北向き側道は、上記によらない。

競争参加資格確認申請書

支出負担行為担当官

中部地方整備局長 殿

平成 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

(又は〇〇支店長 〇〇 〇〇)

平成22年11月17日付けで公告のあった平成22年度 23号豊橋B P豊川橋南 I C鋼上部工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請する。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約する。

記

- ・入札説明書 7. (4)①に定める施工実績を記載した書面
- ・入札説明書 7. (4)②に定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
- ・入札説明書 7. (4)③に定める契約書の写し
[有、無] 写し等を添付する場合は有に○を付す
- ・入札説明書 7. (4)④に定める技術提案書

注) 印については、紙入札方式による場合のみ押印するものとする。

なお、紙入札方式による場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所及び商号又は名称を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（380円）に相当する切手を貼った長3号封筒を申請書と併せて提出してください。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
中部地方整備局長 殿〇〇市〇〇区〇-〇-〇
〇〇〇建設株式会社
代表取締役〇〇 〇〇 印
(又は〇〇支店長 〇〇〇〇)

平成22年度 23号豊橋B P豊川橋南 I C鋼上部工事

競争参加資格確認資料

等級区分 鋼橋上部工事
所在地 (本社(本店、支店、営業所)の所在地を記入すること。)
業者コード
建設業許可番号 〇〇-〇〇〇〇連絡先 所属：
役職：
氏名：
電話：
E-mail： 0000000@00.00.00

標記について、平成22年11月17日付けで公告のありました「平成22年度 23号豊橋B P豊川橋南 I C鋼上部工事」の競争参加資格確認資料を別紙のとおり提出します。

注1) 電子入札システムを用いて提出すること。ただし、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書の合計容量が3MBを超える場合には、郵送等(締切日時必着)で提出すること。紙入札者は持参も可とする。

注2) 印については、紙入札方式による場合のみ押印するものとする。

注3) 連絡先とは、技術資料等の内容に対する問い合わせ及び施工体制の確認を行う際における連絡先(担当者)を記載するものとする。なお、施工体制確認のためのヒアリングについては、配置予定技術者に対して行う。

同種工事の施工実績

会社名： _____

| | | | | |
|-------------|-------|---|-----|---|
| 競争参加資格 | | <p>平成8年度以降に元請けとして、(ア) から (ウ) に掲げる基準をすべて満たす鋼橋を製作・架設した工事を施工した実績を有すること。なお、(ア) から (ウ) は同一工事であること (共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。入札説明書に示すものに係る実績である場合にあつては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。但し、同一橋梁で、製作と架設が別発注工事の場合は、同一橋梁の根拠を提出することで同一工事と認める。</p> <p>経常建設共同企業体にあつては、すべての構成員が、平成8年度以降元請けとして下記に示す基準を満たす工事を施工した実績を有すること。</p> <p>(ア) 道路橋 (TL-20以上のものとする。) 又は鉄道橋 (モノレール及び新交通システムに係るものを除く。) の工事。</p> <p>(イ) 橋梁形式が鉸桁橋及び単純箱桁橋 (鋼床版橋を除く。) 以外の鋼橋の工事。</p> <p>(ウ) 最大支間長が60m以上の工事。</p> | | |
| 工事名称等 | 工事名称 | | 評定点 | 点 |
| | 発注機関名 | | | |
| | 施工場所 | (都 道 府 県 ・ 市 町 村 名) | | |
| | 契約金額 | | | |
| | 工期 | 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 | | |
| | 受注形態等 | 単 体 / J V (出 資 比 率) | | |
| 工事概要 | 橋梁形式 | 〇〇径間連続非合成〇桁橋 | | |
| | 設計荷重 | 道路橋、〇活荷重 | | |
| | 最大支間長 | L=00.0m | | |
| | | | | |
| CORINS登録の有無 | | 有 (CORINS登録番号) ・ 無 | | |

- 注 1) 必ず公告において明示した資格があることを確認できる内容を記載すること。
- 注 2) CORINS登録を「有」に〇した場合は、CORINS登録番号を記載すること。
- 注 3) CORINS登録を「無」に〇した場合は、当該工事の契約書の写しを添付すること。
- 注 4) CORINSに登録無き工事及びCORINSにて工事内容が確認できない工事 (簡易CORINSで登録した工事等) については、契約書の他に施工計画書等の当該工事の内容 (同種工事の工事実績及び技術者の従事実績) が証明できる書類を添付すること。必要書類の添付がないものについては、入札に参加できないので留意すること。
- 注 5) 経常建設共同企業体にあつては、すべての構成員が有する入札説明書に掲げる実績を、それぞれ記載すること。なお、1枚につき1社の記載とし、複数枚使用する場合は、本用紙を複写して使用すること。
- 注 6) 当該工事に係る工事成績評定通知書等の評定点合計を証明する書類の写しを添付すること。ただし、工事評定が実施されていない実績や発注者より工事成績評定通知がされていない実績は、工事完了検査に合格したことを証明する書類又は、発注者への引き渡し完了したことを証明する書類を添付する事とし、その場合においては、評定点を65点と見なす。
- なお、中部地方整備局発注の工事 (港湾空港関係除く。) について、評定結果通知の紛失等により写しの提出が出来ない場合は、様式1「工事成績確認申請書」により申請し、様式2「工事成績確認書」の交付を受け、写しを添付すること。郵送による受領・送付は行わないため、申請にあたっては事前に以下に連絡すること。なお、申請から交付は3日程度 (土曜日、日曜日及び祝日を除く) の期間を要する。

工事成績確認書の交付に関する問い合わせ窓口

中部地方整備局 企画部技術管理課 技術審査係
 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館
 TEL 052-953-8131 FAX 052-953-8294

頁/総頁

配置予定技術者の資格・工事経験

会社名：〇〇〇建設株式会社

| | | | | |
|-------------------------|---|--|-------------------------|---|
| 配置予定者の氏名 | | 主任（監理）技術者 〇〇 〇〇（フリガナを記載） | | |
| 最終学歴 | | 学校名 学科名 00年卒業 | | |
| 法令による資格・免許 | | 一級土木施工管理技士 00年00月取得（登録番号：0000） （指定建設業）監理技術者資格者証 00年00月初交付（現在の交付番号：0000） | | |
| 工事 名 称 等 | 工事名称 | | 評定点 | 点 |
| | 発注機関名 | | | |
| | 施工場所 | （都道府県・市町村名） | | |
| | 契約金額 | | | |
| | 工期 | 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日 | | |
| | 従事役職 | 現場代理人・主任（監理）技術者等 | | |
| | 工事内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・〇〇径間連続非合成〇桁橋 ・道路橋、〇活荷重 ・最大支間長 L=00.0m | 同種工事が確認できる 内容を記載のこと。 | |
| | 受注形態等 | 単体 / J V（出資比率） | | |
| | CORINSへの登録 | 有（ ） ・ 無 | | |
| | 申工 請事 時の に 従 お 事 け 状 況 | 工事名称 | | |
| 発注機関名 | | | | |
| 工期 | | 平成 年 月 日～平成 年 月 日 | | |
| 従事役職 | | 現場代理人・主任（監理）技術者等 | | |
| 本工事と重複する場合の対応措置 | | | | |
| CORINSへの登録 | 有（ ） ・ 無 | | | |
| 施工体制確認のためのヒアリング対象者区分注1) | ヒアリング対象者（ ） ・ 非対象者 | | | |

注 1) 施工体制確認のためのヒアリング対象者の区分について、配置予定技術者を複数名とする場合にいずれかに○を付すこと。また、ヒアリング対象者とした配置予定技術者の連絡先（電話番号等）を（ ）内に明記すること。

注 2) CORINSへの登録について、いずれかに○を付す。有に○を付した場合は、登録番号を記載すること。無に○を付した場合は契約図書の写し及び施工計画書等の当該工事に従事した事が判断できる書類を添付すること。

CORINSに登録無き工事及びCORINSにて工事内容が確認できない工事（簡易CORINSで登録した工事等）については、契約書の他に施工計画書等の当該工事の内容（同種工事の工事実績及び技術者の従事実績）が証明できる書類を添付すること。必要書類の添付がないものについては、入札に参加できないので留意すること。

注 3) 主任（監理）技術者の工事経験について、品質証明員、土木工事品質確認技術者としての経験は除く。

注 4) 従事した工事経験を1件記載する事。また、複数の技術者を登録する場合（3名を限度。）は、本様式を複写し作成すること。

注 5) 経常建設共同企業体にあつては、すべての構成員が配置する技術者をそれぞれ記載することとし、氏名欄に構成員が所属する会社名を記載すること。なお、入札説明書 4.（6）①の基準を満たし、4.（4）に掲げる同種工事の実績を有した技術者以外は同種工事の実績を記載する必要はない。

注 6) 当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあつては、当該工事受注後に配置予定技術者の監理技術者資格者証の写し（表裏とも）及び監理技術者講習修了証の写し（表のみ）を提出すること。ただし、平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有するものについては監理技術者資格者証の写し（表裏とも）を提出すればよい。

注 7) 当該工事を受注した場合において、専任で配置する主任技術者又は監理技術者について、当該工事受注後に配置予定技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係（3ヶ月以上）が明確に判断出来る資料（監理技術者証（表裏とも）又は健康保険被保険者証等）の写しを提出すること。

注 8) 当該工事に係る工事成績評定通知書等の評定点合計を証明する書類の写しを添付すること。ただし、工事評定が実施されていない実績や発注者より工事成績評定通知がされていない実績は、工事完了検査に合格したことを証明する書類又は、発注者への引き渡し完了したことを証明する書類を添付する事とし、その場合においては、評定点を65点と見なす。また、転職等により工事成績評定通知書等の評定点合計を証明する書類の写しを添付することが困難な実績にあつては、検査に合格したことを証明する書類、引渡しが完了したことを証明する書類又は「工事実績情報システム（CORINS）」の写しをもって65点と見なす。ただし、評定点合計が65点以上の実績の写しに限る。

なお、中部地方整備局発注の工事（港湾空港関係除く。）については、評定結果通知の紛失等により写しの提出が出来ない場合は、別記様式2注6）に従い、再交付の申請をすること。

技術提案書作成にあたっての条件等 〈発注者が設定している標準案等〉

標準案

〈発注者が設定している「塗装の品質向上対策」の内容〉

(技術提案に関する留意事項)

1. 前提条件

- 1) 技術提案の対象は、多径間連続非合成箱桁橋とする。
- 2) 技術提案の範囲は、主桁（現場継手部を除く）の工場製作から桁輸送完了までとする。
- 3) 塗装仕様関係
 - ①一般部外面塗装系 C-5
 - ②一般部内面塗装系 D-5
 - ③高力ボルト連結部塗装系 F-11

2. 標準案

標準案で計上している項目は、設計図書、土木工事共通仕様書、土木工事施工管理基準、土木工事追加特記仕様書に示すとおりである。

3. 技術提案書作成にあたっての留意事項

- 1) 前提条件で示した項目を変更する提案は認めない。
- 2) 標準案に示した項目については、変更して提案することが可能である。ただし、標準案より優れた提案についてのみ評価する。
- 3) 施工方法によって評価が変わる可能性がある技術提案にあつては、評価が確定できるよう詳細に記載する事。(例：コンクリートの再振動に関する提案)
- 4) 関係機関と新たに協議が発生する若しくは発生する可能性のある提案は認めない。
- 5) 構造変更を伴う技術提案については、前提条件に反した提案や設計計算の変更を伴う提案である場合は認めない。
但し、前述以外の軽微な変更の提案である場合は、構造変更の目的や構造上問題がない事を示す添付資料等の内容が明確であれば認める。なお、添付資料は技術提案の趣旨が担保できれば概略検討でよい。
 - ・構造変更を伴う技術提案の内、提案として認めないものの例。
 - 例1：鉄筋コンクリート構造物における配筋を変更する提案
 - 例2：主構造物の形状寸法を変更する提案
- 6) 暑中・寒中コンクリートに関する提案は認めない。
- 7) 単に品質管理・施工管理の頻度を増加させるだけの提案は、性能・機能が向上するか否かで評価する。
- 8) 私有地を使用する必要がある技術提案にあつては、受注者の責任において土地の権利者の了解を得る事を条件に技術提案できる。
- 9) 交通誘導員の配置に関する提案は、別途精算する予定であるため認めない。
- 10) 高性能 A E 減水剤に関する提案は評価しない。

技術提案書 (1) 記載例

工事名

会社名

「塗装の品質向上対策」

(記入すべき項目)

塗装の品質向上対策についての工夫・提案

| 提案番号 | 技術提案の概要 | 具体的手法と技術的な根拠並びに標準案に対する優位性 | 備考 (参考資料番号) |
|------|--|---|----------------|
| ① | (記載例) 〇〇による▲▲の施工 ※ できるだけ簡潔、 明瞭に記載のこと。 | (下記記載例を参考に、提案のポイント項目を設定した上で、各々のポイント毎に短文、明確にとりまとめ記載すること。) (記載例) 1. 手 法 : 2. 効 果 : 3. 根 拠 : 4. 優位性 : | 資料一〇 |
| ② | | | |
| ③ | | | |
| ④ | | | |
| ⑤ | | | |

注1) 評価項目に対する提案数は5提案までとし、本様式片面3枚以内に簡潔かつ要領よく記述するものとする。なお、文字サイズについては10.5ポイントとする。

注2) 参考資料を添付する場合は、以下に示す項目に留意すること。なお、評価については技術提案書に記載された内容で評価する。

1) 参考資料は、技術提案書を補完する図表、写真、文献の抜粋等に止め、A4サイズにて明確に判読できるものとし、技術提案書(別記様式4, 5)を含め各々片面10枚以内とすること。

2) 参考資料にNETISに登録された工法等を記載する場合は、登録番号のみを記載するものとし、その他、カタログ等を含め公表されている資料の写しの添付は行わないこと。

技術提案書作成にあたっての条件等 (発注者が設定している標準案等)

標準案

<発注者が設定している「桁架設時の安全対策」の内容>

(技術提案に関する留意事項)

1. 前提条件

- 1) 技術提案における安全対策の対象は、国道23号本線（I期線）とする。
- 2) 技術提案の範囲は、桁搬入から架設完了までとする。
- 3) 架設条件は、以下のとおりとする。

① 施工時間（架設）

8:00～17:00 架設6-1（BLOCK14-15）、架設7-1（BLOCK19-20）

22:00～ 5:00 架設1～7（上区間除く）

- 4) 架設に伴う交通規制は、以下のとおりとする。

架設-1, 3 上り線OFFランプ及び豊川橋南IC交差点北側側道の夜間通行止め

架設-2 豊川橋南IC交差点北側側道の夜間通行止め

架設-2-21 上り線OFFランプ及び豊川橋南IC交差点北側側道の夜間通行止め（G1BLOCK9・G2BLOCK8）

架設-4 豊川橋南IC交差点南側側道の夜間通行止め

架設-5 上り線ONランプ及び豊川橋南IC交差点南側側道の夜間通行止め

架設-6 豊川橋南IC交差点北側側道の夜間通行止め

架設-7 豊川橋南IC交差点東側、市道「小向町・神野新田町19号線」（歩道含む）

の夜間全面通行止め

~~（23号下線OFFランプ右折・23号上線OFFランプ左折・東向き・西向き小向町・神野新田町19号線直進）~~

9号線直進）

架設6-1 東向き市道「小向町・神野新田町19号線」歩道の昼間通行止め

架設7-1 西向き市道「小向町・神野新田町19号線」歩道の夜間通行止め

※ 北向き側道は、上記によらない。

2. 標準案

標準案で計上している項目は、設計図書、土木工事共通仕様書、土木工事施工管理基準、土木工事追加特記仕様書に示すものの他、技術提案に関連して当該工事で標準として追加計上している項目は以下のとおりである。

① 架設は、以下のとおりとする。

AU1～AU2：200tトラッククレーン・ベント架設

3. 技術提案書作成にあたっての留意事項

- 1) 前提条件で示した項目を変更する提案は認めない。
- 2) 標準案に示した項目については、変更して提案することが可能である。ただし、標準案より優れた提案についてのみ評価する。
- 3) 施工方法によって評価が変わる可能性がある技術提案にあっては、評価が確定できるよう詳細に記載する事。（例：コンクリートの再振動に関する提案）
- 4) 関係機関と新たに協議が発生する若しくは発生する可能性のある提案は認めない。
- 5) 構造変更を伴う技術提案については、前提条件に反した提案や設計計算の変更を伴う提案である場合は認めない。

但し、前述以外の軽微な変更の提案である場合は、構造変更の目的や構造上問題がない事を示す添付資料等の内容が明確であれば認める。なお、添付資料は技術提案の趣旨が担保できれば概略検討でよい。

・構造変更を伴う技術提案の内、提案として認めないものの例。

例1：鉄筋コンクリート構造物における配筋を変更する提案

例2：主構造物の形状寸法を変更する提案

- 6) 暑中・寒中コンクリートに関する提案は認めない。
- 7) 単に品質管理・施工管理の頻度を増加させるだけの提案は、性能・機能が向上するか否かで評価する。
- 8) 私有地を使用する必要がある技術提案にあっては、受注者の責任において土地の権利者の了解を得る事を条件に技術提案できる。
- 9) 交通誘導員の配置に関する提案は、別途精算する予定であるため認めない。
- 10) 高性能A E減水剤に関する提案は評価しない。

技術提案書 (2) 記載例

工事名

会社名

「桁架設時の安全対策」

(記入すべき項目)

桁架設時の安全対策についての工夫・提案

| 提案番号 | 技術提案の概要 | 具体的手法と技術的な根拠並びに標準案に対する優位性 | 備考 (参考資料番号) |
|------|--|---|----------------|
| ① | (記載例) ○○による▲▲の施工 ※ できるだけ簡潔、明瞭に記載のこと。 | (下記記載例を参考に、提案のポイント項目を設定した上で、各々のポイント毎に短文、明確にとりまとめ記載すること。) (記載例) 1. 手 法 : 2. 効 果 : 3. 根 拠 : 4. 優位性 : | 資料-○ |
| ② | | | |
| ③ | | | |
| ④ | | | |
| ⑤ | | | |

注1) 評価項目に対する提案数は5提案までとし、本様式片面3枚以内に簡潔かつ要領よく記述するものとする。なお、文字サイズについては10.5ポイントとする。

注2) 参考資料を添付する場合は、以下に示す項目に留意すること。なお、評価については技術提案書に記載された内容で評価する。

1) 参考資料は、技術提案書を補完する図表、写真、文献の抜粋等に止め、A4サイズにて明確に判読できるものとし、技術提案書(別記様式4, 5)を含め各々片面10枚以内とすること。

2) 参考資料にNETISに登録された工法等を記載する場合は、登録番号のみを記載するものとし、その他、カタログ等を含め公表されている資料の写しの添付は行わないこと。

総合評価落札方式の内容

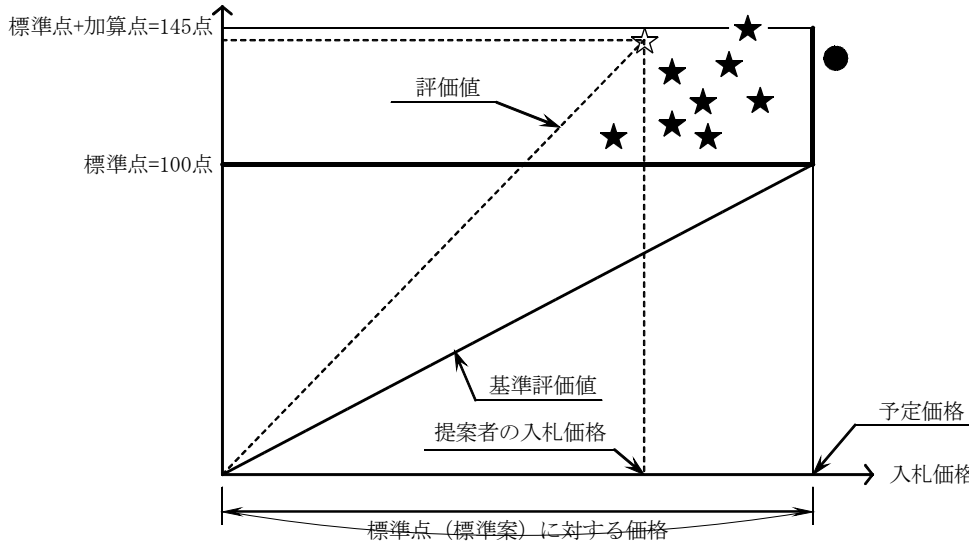
1. 総合評価落札方式（標準型）の考え方

総合評価落札方式（標準型）は、各評価項目毎の評価内容に係る点数評価方法であり、入札説明書 9. (3)入札の評価に関する基準により点数を付与する方式である。

2. 総合評価の仕組み

① 総合評価の仕組み

総合評価の仕組みを以下に示す。



- ☆ : 落札者
- ★ : 非落札者（落札条件を満たすが他と比べ評価値が低い者）
- : 非落札者（予定価格以上）

$$\text{基準評価値} = \text{標準点（100点）} / \text{予定価格}$$

$$\text{評価値} = (\text{標準点} + \text{加算点}) / \text{入札価格}$$

$$\text{予定価格} = \text{発注者が設定した工事費}$$

$$\text{入札価格} = \text{技術提案内容等に対する見積工事費}$$

※（標準点+加算点）の評価点の合計は、100点を下限値とする。

② 落札者の決定方法

以下の条件を満たした者のうち、評価値が最大の者を落札者とする。

- a. 入札価格 ≤ 予定価格
- b. 入札参加資格を満たすこと（標準点以上）
- c. 評価値 ≥ 基準評価値

※ 条件を満たした者のうち、評価値の最大の者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。

3. 技術提案書の評価

技術提案書を作成するに当たっては、他機関及び他工事との調整が必要となる提案は原則認めない。

提案内容は、具体的な根拠を伴い、担保・確認ができるものとする。なお、下記に示すような提案内容については、評価しない。

- ① 提案内容が抽象的なもの
- ② 提案の表現が曖昧なもの
- ③ 提案の実行の有無が確認できないもの
- ④ 提案内容に明確な効果が認められないもの
- ⑤ 提案内容が前提条件の変更を伴うもの

なお、発注者が設定している標準案と同等以上であると認められないものは入札に参加できない。

4. 落札者の決定

① 評価値及び落札者の決定（入札参加者が10者の場合の例）

| 入札者 | 標準点 | 施工体制 評価点 | 技術提案① 加算点 | 技術提案② 加算点 | 加算点 小計 | 点数合計 (a) | 入札価格 (b) | 評価値 (a/b) | 評価順位 (落札者) |
|-----|-----|-------------|--------------|--------------|-----------|-------------|-------------|--------------|---------------|
| ① | 100 | 30.0000 | 10.0000 | 5.0000 | 145.0000 | 145.0000 | 1.46 | 99.3150 | 6 |
| ② | 100 | 30.0000 | 15.0000 | 15.0000 | 160.0000 | 160.0000 | 1.40 | 114.2857 | ☆ 1 |
| ③ | 100 | 10.0000 | 6.0000 | 3.3333 | 119.3333 | 119.3333 | 1.36 | 87.7450 | 8 |
| ④ | 100 | 30.0000 | 20.0000 | 15.0000 | 165.0000 | 165.0000 | 1.48 | 111.4864 | 2 |
| ⑤ | 100 | 30.0000 | 7.0000 | -1.0000 | 136.0000 | 136.0000 | 1.40 | 97.1428 | 7 |
| ⑥ | 100 | — | 25.0000 | 8.0000 | 133.0000 | 133.0000 | 1.52 | — | — 注1 |
| ⑦ | 100 | 30.0000 | 12.0000 | 20.0000 | 162.0000 | 162.0000 | 1.47 | 110.2040 | 3 |
| ⑧ | 100 | 30.0000 | 5.0000 | 10.0000 | 145.0000 | 145.0000 | 1.45 | 100.0000 | 5 |
| ⑨ | 100 | 0.0000 | 0.0000 | 0.0000 | 100.0000 | 100.0000 | 1.28 | 78.1250 | 9 注2 |
| ⑩ | 100 | 30.0000 | 18.0000 | 8.0000 | 156.0000 | 156.0000 | 1.42 | 109.8591 | 4 |

1) 予定価格＝15億円 基準評価値＝66.6666

2) 入札価格の単位：10億円

3) ☆：落札者

注1) 予定価格を超過

2) 入札参加資格を満たす者の評価点数の合計は、100点を下限値とする。なお、評価点数の合計が100点に満たない場合であっても100点を下限値とする。

*加算点数については、小数点第5位以下切り捨て。評価値については、小数点第5位以下切り捨て。

5. 実施上の留意事項

受注者の責により技術提案書（別記様式4，5）に記載した提案内容が履行されなかった場合は、4.の「落札者の決定」の方法により見直し得点を求め、当初評価値（傾斜率）により違約金を徴収する。

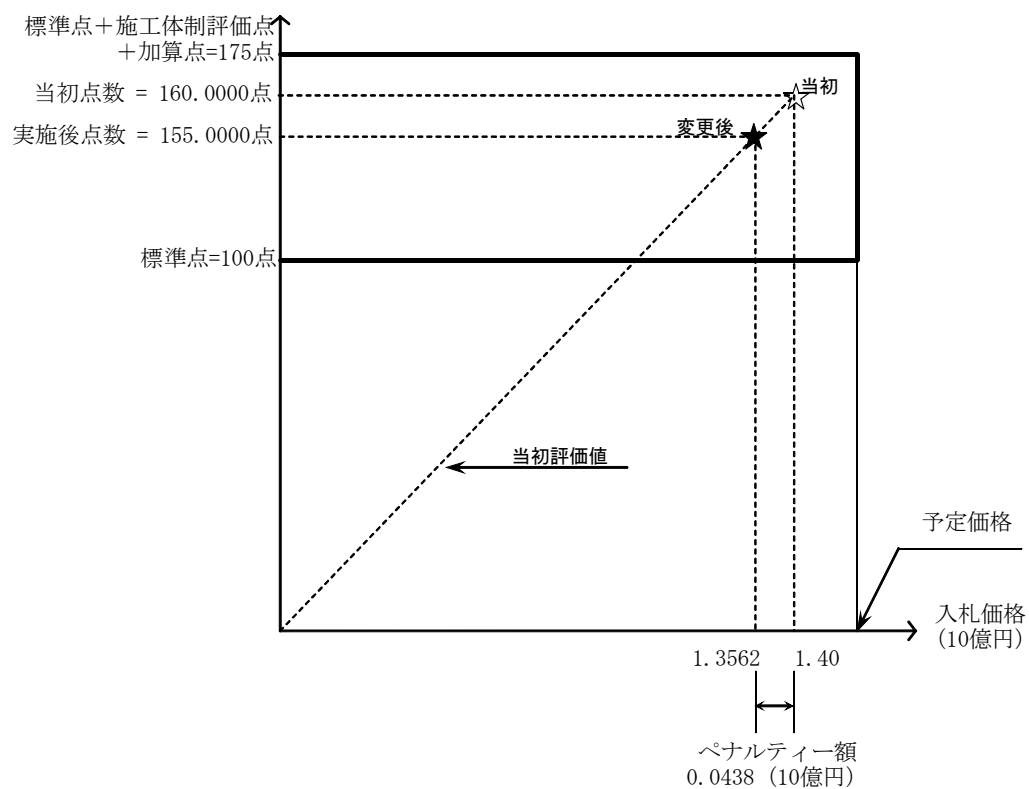
ただし、ペナルティー額は入札価格の10%を上限とする。この取り扱い方法については、契約締結時に定め、契約書に明記するものとする。なお、ペナルティー額の考え方は、以下のとおりとする。

① ペナルティー額の算定方法（例）

| | 標準点 | 施工体制 加算点 | 技術提案① 加算点 | 技術提案② 加算点 | 点数合計 (a) | 入札価格 (単位：10億円) (b) | 評価値 (a/b) |
|-----|-----|-------------|--------------|--------------|-------------|--------------------------|--------------|
| 当初 | 100 | 30.0000 | 15.0000 | 15.0000 | 160.0000 | 1.40 | 114.2857 |
| 実施後 | 100 | 30.0000 | 12.0000 | 13.0000 | 155.0000 | — | — |

$$\begin{aligned}
 \text{ペナルティー額} &= \text{当初落札価格} - \left(\text{実施後点数} \div \text{当初評価値} \right) \\
 &= 1.40 \text{ (10億円)} - \left(155.0000 \text{ 点} \div 114.2857 \right) \\
 &= 1.40 - 1.3562 \\
 &= 0.0438 \text{ (10億円)}
 \end{aligned}$$

② ペナルティー額イメージ図



平成 年 月 日

支出負担行為担当官
中部地方整備局長 殿

〇〇市〇〇区〇-〇-〇
〇〇〇建設株式会社
代表取締役〇〇 〇〇 印
(又は〇〇支店長 〇〇〇〇)

平成22年度 23号豊橋B P豊川橋南 I C鋼上部工事

技 術 提 案 書

等級区分 鋼橋上部工事
所在地 (本社(本店、支店、営業所)の所在地を記入すること。)
業者コード
建設業許可番号 〇〇-〇〇〇〇

連絡先 所属 :
役職 :
氏名 :
電話 :
E-mail : 0000000@00.00.00

標記について、平成22年11月17日付けで公告のありました「平成22年度 23号豊橋B P豊川橋南 I C鋼上部工事」の技術提案を別紙のとおり提出します。

注1) 電子入札システムを用いて提出すること。ただし、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書の合計容量が3MBを超える場合には、郵送等(締切日時必着)で提出すること。紙入札者は持参も可とする。

注2) 印については、紙入札方式による場合のみ押印するものとする。

注3) 連絡先とは、技術資料等の内容に対する問い合わせ及び施工体制の確認を行う際における連絡先(担当者)を記載するものとする。なお、施工体制確認のためのヒアリングについては、配置予定技術者に対して行う。

技術提案書 (1)

工事名：

会社名：_____

「塗装の品質向上対策」

(記入すべき項目)

塗装の品質向上対策についての工夫・提案

| 提案 番号 | 技術提案の概要 | 具体的手法と技術的な根拠並びに 標準案に対する優位性 | 備 考 (参考資料番号) |
|----------|---------|-------------------------------|-----------------|
| ① | | | |
| ② | | | |
| ③ | | | |
| ④ | | | |
| ⑤ | | | |

注1) 評価項目に対する提案数は5提案までとし、本様式片面3枚以内に簡潔かつ要領よく記述するものとする。なお、文字サイズについては10.5ポイントとする。

注2) 参考資料を添付する場合は、以下に示す項目に留意すること。なお、評価については技術提案書に記載された内容で評価する。

- 1) 参考資料は、技術提案書を補完する図表、写真、文献の抜粋等に止め、A4サイズにて明確に判読できるものとし、技術提案書(別記様式4, 5)を含め各々片面10枚以内とすること。
- 2) 参考資料にNETISに登録された工法等を記載する場合は、登録番号のみを記載するものとし、その他、カタログ等を含め公表されている資料の写しの添付は行わないこと。

平成22年度 23号豊橋 B P 豊川橋南 I C 鋼上部工事

技術提案書 (2)

工事名：

会社名：_____

「桁架設時の安全対策」

(記入すべき項目)

桁架設時の安全対策についての工夫・提案

| 提案 番号 | 技術提案の概要 | 具体的手法と技術的な根拠並びに 標準案に対する優位性 | 備 考 (参考資料番号) |
|----------|---------|-------------------------------|-----------------|
| ① | | | |
| ② | | | |
| ③ | | | |
| ④ | | | |
| ⑤ | | | |

注1) 評価項目に対する提案数は5提案までとし、本様式片面3枚以内に簡潔かつ要領よく記述するものとする。なお、文字サイズについては10.5ポイントとする。

注2) 参考資料を添付する場合は、以下に示す項目に留意すること。なお、評価については技術提案書に記載された内容で評価する。

- 1) 参考資料は、技術提案書を補完する図表、写真、文献の抜粋等に止め、A4サイズにて明確に判読できるものとし、技術提案書(別記様式4, 5)を含め各々片面10枚以内とすること。
- 2) 参考資料にNETISに登録された工法等を記載する場合は、登録番号のみを記載するものとし、その他、カタログ等を含め公表されている資料の写しの添付は行わないこと。

平成22年度 23号豊橋B P豊川橋南 I C鋼上部工事

技術提案書 (3)

<塗装の品質向上対策>

工事名 :

会社名 : _____

標準案による施工計画

標準案の施工計画を記述するものとする。

(記入すべき項目)

具体的な方法

※ 本様式 1 枚に簡潔かつ要領よく記述するものとし、文字サイズについては10.5ポイントとする。
なお、参考資料の添付は認めないものとする。

平成22年度 23号豊橋B P豊川橋南 I C鋼上部工事

技術提案書 (4)

<桁架設時の安全対策>

工事名 :

会社名 : _____

標準案による施工計画

標準案の施工計画を記述するものとする。

(記入すべき項目)

具体的な方法

※ 本様式1枚に簡潔かつ要領よく記述するものとし、文字サイズについては10.5ポイントとする。
なお、参考資料の添付は認めないものとする。

平成22年度 23号豊橋B P 豊川橋南 I C鋼上部工事
技術提案の評価結果に関する問い合わせ

中部地方整備局
企画部 技術開発調整官 宛

| | |
|-----------------------------------|---|
| 御社名・御担当者名 | |
| 御社ご連絡先 (電話番号・メールアドレス・ファクシミリ番号) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 電話番号 ・ メールアドレス ・ ファクシミリ番号 |

| | |
|----------------------------------|--|
| 技術提案の 評価結果に 関する問い 合わせ内容 | <p>(1) 塗装の品質向上対策</p> <p>※競争参加資格通知時に通知している「評価結果」、「提案番号」及び「技術提案の概要」を記載した上、問い合わせ内容を記載願います。</p> <p>「○」又は「－」、提案番号1～5、□□□□□□</p> <p>a. (問い合わせ内容を箇条書きで簡潔明瞭に記載)</p> <p>「○」又は「－」、提案番号1～5、□□□□□□</p> <p>b. (問い合わせ内容を箇条書きで簡潔明瞭に記載)</p> <p>c. (問い合わせ内容を箇条書きで簡潔明瞭に記載)</p> |
| | <p>(2) 桁架設時の安全対策</p> <p>※競争参加資格通知時に通知している「評価結果」、「提案番号」及び「技術提案の概要」を記載した上、問い合わせ内容を記載願います。</p> <p>「○」又は「－」、提案番号1～5、□□□□□□</p> <p>a. (問い合わせ内容を箇条書きで簡潔明瞭に記載)</p> <p>「○」又は「－」、提案番号1～5、□□□□□□</p> <p>b. (問い合わせ内容を箇条書きで簡潔明瞭に記載)</p> <p>c. (問い合わせ内容を箇条書きで簡潔明瞭に記載)</p> |

| | |
|------|---------|
| 説明内容 | (※記載不要) |
|------|---------|

※なお、メール添付する場合は、一太郎(2007以下)、MicrosoftWord(2002以下)、圧縮ファイル(LZH形式)のファイル形式でお願いします。

面談等による説明の申し込み

中部地方整備局
企画部 技術開発調整官 宛

| | |
|--------------|--|
| 御社名 | |
| 御名前（面談者） | （※面談者は会場の都合上、原則1名を記載願います） |
| 競争参加工事名 | 平成22年度 23号豊橋B P 豊川橋南 I C 鋼上部工事 |
| 面談等の希望日 ※ | 第1希望日：平成 年 月 日 午前 又は 午後 第2希望日：平成 年 月 日 午前 又は 午後 |

※希望日は、落札決定通知日の翌日から起算して5日目（休日を除く）～約2週間内の平日を、第2希望日まで記載願います。

※面談日は都合により希望に添えない場合があります。ご了承下さい。

| | |
|---------|---------------------|
| 面談日の連絡先 | 電話番号※： ファクシミリ番号： |
|---------|---------------------|

※ファクシミリ着信確認のため電話番号も記載願います。

| | |
|-------|---|
| 質問事項等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ <p>（※1工事当たりの面談時間を10分程度と考えており、円滑な進行のため質問事項等を、箇条書きで簡潔に記載願います。）</p> |
|-------|---|

※なお、メール添付する場合は、一太郎（2007以下）、MicrosoftWord（2002以下）、圧縮ファイル（LZH形式）のファイル形式でお願いします。

施工体制確認型総合評価落札方式について

1 調査基準価格

調査基準価格は、入札説明書17. (2)による。

2 ヒアリングのための追加資料

(1) 入札参加者の申込みに係る価格が1の調査基準価格に満たないときは、次の様式の提出を求めるものとする。なお、1の調査基準価格を満たす者に対して追加資料を求める場合は、別途連絡する。

- ・下請予定業者等一覧表(様式4)
- ・配置予定技術者名簿(様式5)
- ・資材購入予定先一覧(様式8-2)
- ・機械リース元一覧(様式9-2)
- ・労務者の確保計画(様式10-1)
- ・工種別労務者配置計画(様式10-2)
- ・建設副産物の搬出地(様式11)
- ・建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書(様式12)
- ・品質確保体制(品質管理のための人員体制)(様式13-1)
- ・品質確保体制(品質管理計画書)(様式13-2)
- ・品質確保体制(出来形管理計画書)(様式13-3)
- ・安全衛生管理体制(安全衛生教育等)(様式14-1)
- ・安全衛生管理体制(点検計画)(様式14-2)
- ・施工体制台帳(様式16)

(2) VE提案等の内容に基づく施工を行うことにより、コスト縮減の達成が可能となる場合は、コスト縮減額の算定根拠として、次の様式を提出するものとする。なお、これらの提出がない場合には、当該コスト縮減に関する評価を行わない。

- ・コスト縮減額算定調書①(様式2-1)
- ・コスト縮減額算定調書②(様式2-2)
- ・VE提案等によるコスト縮減額調書(様式3)

3 審査方法の概要

施工体制に関する審査は、価格以外の要素が提示された入札書(施工計画等)、入札説明書7.(6)の施工体制確認のためのヒアリング、上記2(1)の追加資料及び工事費内訳書等をもとに、次の各項目について行う。なお、入札説明書7.(6)③に示す「追加資料の提出を行わない旨の意向に係る資料」の提出を行わず、2(1)の追加資料の提出をしない場合及びヒアリングに応じない場合には、入札に関する条件に違反したものととしてその者の入札を無効とすることがあることに留意すること。

(1) 入札説明書等に記載された要求要件を実現できること

入札価格の範囲内において入札説明書等に記載された要求要件が実現できるかを審査する。審査の結果、要求要件が実現できないと認めるときは、技術提案を採用せず、標準点、施工体制評価点及び加算点は与えないものとする。

(2) 品質確保の実効性

入札価格の範囲内において、どのように工事の品質確保のための体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が1の調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、品質確保の実効性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加者の申込みに係る価格が1の調査基準価格を満たさないときは、工事品質確保について契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、下記の項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて品質確保の実効性に係る施工体制評価点を加算する。特に、下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど、品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格(予定価格の算定の前提とした各費用項目毎の金額に、直接工事費については75%、共通仮設費については70%、現場管理費については70%、一般管理

費については30%をそれぞれ乗じ、さらに100分の105を乗じて得た金額を合計した価格をいう。(3)において同じ。)に満たない価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、審査項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に施工体制評価点を加算する。

【審査項目】

- ① 建設副産物の受入れ、過積載防止等の法令遵守の対応を確実に行うことが可能と認められるか(様式11, 12)
 - ② 安全確保の体制が構築されると認められるか(様式14-1, 14-2)
 - ③ その他工事の品質確保のための体制が構築されると認められるか(様式13-1, 13-2, 13-3)
- (3) 施工体制確保の確実性

入札価格の範囲内において、品質確保のための体制のほか、どのように施工体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が1の調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加者の申込みに係る価格が1の調査基準価格を満たさないときは、施工体制確保について契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、審査項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を加算する。特に、下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど、品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格に満たない価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、下記の項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り施工体制評価点を加算する。

【審査項目】

- ① 下請会社、担当工種、工事費内訳書等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか。(様式4, 16)
 - ② 施工計画を実施するための資機材の調達、労務者の確保計画等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか(様式8-2, 9-2, 10-1, 10-2)
 - ③ 配置予定技術者が必要な資格を有しており、その配置が確実に認められるか(様式5)
- (4) 技術提案の実施に係る確実性の評価

事前に行った技術提案の評価のうち、関連する上記(2)、(3)のヒアリング及び追加資料の審査結果により、施工体制が十分確保されていない場合は、入札説明書9.(2)(イ)の加算点に上記(2)、(3)の満点に対する評価結果により得られる加算点の割合を乗じ、小数点第5位を切り捨てた数値をそれぞれの加算点とする。

(様式4)

下請予定業者等一覧表

| | |
|--------------|--|
| 発注者名 工事名称 | |
|--------------|--|

| | | |
|----|---------|---------|
| 工期 | 自 年 月 日 | 至 年 月 日 |
|----|---------|---------|

| | |
|----------|--|
| 請負金額(税込) | |
|----------|--|

| | | | |
|----------|--------|---|-------|
| 下請 工事 | 担当工事内容 | | |
| | 会社名 | | |
| | 経費内訳 | | |
| | 資材 | 円 | |
| | 機械 | 円 | |
| | 労務 | 円 | |
| | その他 | 円 | |
| 請負金額(税込) | 円 | | |
| 工期 | 年 月 日 | ～ | 年 月 日 |

| | | | |
|----------|--------|---|-------|
| 下請 工事 | 担当工事内容 | | |
| | 会社名 | | |
| | 経費内訳 | | |
| | 資材 | 円 | |
| | 機械 | 円 | |
| | 労務 | 円 | |
| | その他 | 円 | |
| 請負金額(税込) | 円 | | |
| 工期 | 年 月 日 | ～ | 年 月 日 |

| | | | |
|----------|--------|---|-------|
| 下請 工事 | 担当工事内容 | | |
| | 会社名 | | |
| | 経費内訳 | | |
| | 資材 | 円 | |
| | 機械 | 円 | |
| | 労務 | 円 | |
| | その他 | 円 | |
| 請負金額(税込) | 円 | | |
| 工期 | 年 月 日 | ～ | 年 月 日 |

| | | | |
|----------|--------|---|-------|
| 下請 工事 | 担当工事内容 | | |
| | 会社名 | | |
| | 経費内訳 | | |
| | 資材 | 円 | |
| | 機械 | 円 | |
| | 労務 | 円 | |
| | その他 | 円 | |
| 請負金額(税込) | 円 | | |
| 工期 | 年 月 日 | ～ | 年 月 日 |

| | | | |
|----------|--------|---|-------|
| 下請 工事 | 担当工事内容 | | |
| | 会社名 | | |
| | 経費内訳 | | |
| | 資材 | 円 | |
| | 機械 | 円 | |
| | 労務 | 円 | |
| | その他 | 円 | |
| 請負金額(税込) | 円 | | |
| 工期 | 年 月 日 | ～ | 年 月 日 |

| | | | |
|----------|--------|---|-------|
| 下請 工事 | 担当工事内容 | | |
| | 会社名 | | |
| | 経費内訳 | | |
| | 資材 | 円 | |
| | 機械 | 円 | |
| | 労務 | 円 | |
| | その他 | 円 | |
| 請負金額(税込) | 円 | | |
| 工期 | 年 月 日 | ～ | 年 月 日 |

| | | | |
|----|---------|---|-------|
| 資材 | 納入内容 | | |
| | 会社名 | | |
| | 代金額(税込) | 円 | |
| 納期 | 年 月 日 | ～ | 年 月 日 |

| | | | |
|----|---------|---|-------|
| 機械 | リース機械 | | |
| | 会社名 | | |
| | 代金額(税込) | 円 | |
| 工期 | 年 月 日 | ～ | 年 月 日 |

| | | | |
|----|---------|------|-------|
| 労務 | 納入内容 | | |
| | 会社名 | 自社労務 | |
| | 代金額(税込) | 円 | |
| 工期 | 年 月 日 | ～ | 年 月 日 |

| | | | |
|----|---------|---|-------|
| 資材 | 納入内容 | | |
| | 会社名 | | |
| | 代金額(税込) | 円 | |
| 納期 | 年 月 日 | ～ | 年 月 日 |

| | | | |
|----|---------|---|-------|
| 機械 | リース機械 | | |
| | 会社名 | | |
| | 代金額(税込) | 円 | |
| 工期 | 年 月 日 | ～ | 年 月 日 |

| | | | |
|-------|---------|---|-------|
| 交通誘導員 | 納入内容 | | |
| | 会社名 | | |
| | 代金額(税込) | 円 | |
| 工期 | 年 月 日 | ～ | 年 月 日 |

| | | | |
|----|---------|-------|-------|
| 資材 | 納入内容 | | |
| | 会社名 | 手持ち資材 | |
| | 代金額(税込) | 円 | |
| 納期 | 年 月 日 | ～ | 年 月 日 |

| | | | |
|----|---------|-------|-------|
| 機械 | リース機械 | | |
| | 会社名 | 自社手持ち | |
| | 代金額(税込) | 円 | |
| 工期 | 年 月 日 | ～ | 年 月 日 |

| | | | |
|-------|---------|------|-------|
| 交通誘導員 | 納入内容 | | |
| | 会社名 | 自社労務 | |
| | 代金額(税込) | 円 | |
| 工期 | 年 月 日 | ～ | 年 月 日 |

(様式12)

建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書

| 品名 | 運搬予定者 | 規格・型式 | 単位 | 数量 | 使用予定量 (台数) | 受入れ予定箇所 又は 工事理由 | 運搬距離 (km) | 運搬予定者への 支払予定額 (円/日・台当り) | 備考 |
|-------|-------|--------|-------|-------|---------------|-----------------------|--------------|-------------------------------|----|
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| 〇〇 | 〇〇建設 | Dt10 t | m3 | 1,000 | 182台 | 〇〇処分場 | 2km | 4,000 | |
| 〇〇殻 | 〇〇運送 | Dt10 t | m3 | 100 | 24台 | □□再処理施設 | 25km | 40,000 | |
| | | | | | | | | | |
| 矢板 | 〇〇運輸 | Dt10 t | m3 | 30 | 8台 | 仮囲いの設置 | 15km | 25,000 | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

施工体制台帳

【会社名】

【事業所名】

| | | | | | |
|------------|---------|----------|------------|-----|-----------------|
| 建設業 の許可 | 許 可 業 種 | 許 可 番 号 | | | 許 可 (更 新) 年 月 日 |
| | 工 事 業 | 大臣 知事 | 特 定 一 般 | 第 号 | 年 月 日 |
| | 工 事 業 | 大臣 知事 | 特 定 一 般 | 第 号 | 年 月 日 |

| | | | | | |
|--------------------|---------|-------|-------|--|--|
| 工事名称 及び工事 内容 | | | | | |
| 発注者名 及び住所 | 〒 _____ | | | | |
| 工 期 | 自 年 月 日 | 契 約 日 | 年 月 日 | | |
| | 至 年 月 日 | | | | |

| | | | |
|--------------|------|-----|-----|
| 契 約 営 業 所 | 区 分 | 名 称 | 住 所 |
| | 元請契約 | | |
| | 下請契約 | | |

| | | | |
|---------------|--|-------------------|--|
| 発注者の監督 員 名 | | 権限及び意見 申 出 方 法 | |
|---------------|--|-------------------|--|

| | | | |
|-------------|------------|-------------------|--|
| 監 督 員 名 | | 権限及び意見 申 出 方 法 | |
| 現 代 理 人 名 | | 権限及び意見 申 出 方 法 | |
| 監 技 術 者 名 | 専 任 非専任 | 資 格 内 容 | |
| 専 技 術 者 名 | | 専 門 技 術 者 名 | |
| 資 格 内 容 | | 資 格 内 容 | |
| 担 当 工 事 内 容 | | 担 当 工 事 内 容 | |

【下請負人に関する事項】

| | | | |
|----------------|--|------|-----------------|
| 会社名 | | 代表者名 | |
| 住所 電話番号 | | | |
| 工事名称及び 工事内容 | 〒 (- -) | | |
| 工期 | 自 年 月 日 至 年 月 日 | 契約日 | 年 月 日 |

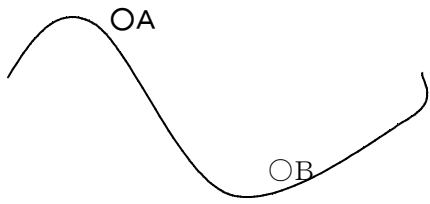
| | | | |
|------------|------------|-------------------------|-----------------|
| 建設業 の許可 | 施工に必要な許可業種 | 許 可 番 号 | 許 可 (更新) 年月日 |
| | 工事業 | 大臣 特定 第 号 知事 一般 | 年 月 日 |
| | 工事業 | 大臣 特定 第 号 知事 一般 | 年 月 日 |

| | |
|----------------|------------|
| 現場代理人名 | |
| 権限及び意見 申出方法 | |
| 主任技術者名 | 専 任 非専任 |
| 資格内容 | |

| | |
|----------|--|
| 安全衛生責任者名 | |
| 安全衛生推進者名 | |
| 雇用管理責任者名 | |
| 専門技術者名 | |
| 資格内容 | |
| 担当工事内容 | |

(様式3)

VE提案等によるコスト削減額調書

| | | |
|-----------|--|---|
| コスト削減票(1) | 土砂・発生材 | 削減額(円) : 2,000,000- |
| (概要) | <div data-bbox="534 443 667 497" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">記載例</div> <p data-bbox="667 504 1284 537">Aで完了した工事発生土を活用し、コスト削減を図る。</p>  | <p data-bbox="798 694 1380 728">購入土 ○×△△=▲▲▲ (単価○○円/m³)</p> <p data-bbox="798 739 1380 772">発生土 ◇×■ ■=□□□ (単価○○円/m³)</p> <p data-bbox="933 795 1101 828">◆◆m³を削減</p> |
| コスト削減票(2) | | |
| | | |

工事成績確認申請書

中部地方整備局

企画部 技術管理課長 殿

〇〇県〇〇市〇〇

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇 印

(又は〇〇支店長 〇〇〇〇)

下記の工事における工事成績評定点について、評定通知書を紛失しましたので確認をお願いします。

記

工 事 名：平成〇〇年度 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事

工 期：平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日

受 注 者 名：〇〇〇〇 株式会社（現「△△ 株式会社」）

請負金額（最終）：□□□，□□□，□□□．円

工 事 成 績 確 認 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

国土交通省 中部地方整備局
企画部 技術管理課長

下記の工事における工事成績評定点は、〇〇点であることを確認する。

記

工 事 名：平成〇〇年度 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事
工 期：平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日
受 注 者 名：〇〇〇〇 株式会社（現「△△ 株式会社」）
請負金額（最終）：□□□，□□□，□□□．円